

青森県鶴田町

公共施設等総合管理計画

令和6年3月



令和6年3月改正

令和5年3月改正

令和5年1月改正

令和4年12月改正

令和4年3月改正

令和3年4月改正

令和2年1月改正

平成29年3月策定

青森県 鶴田町



鶴田町公共施設等総合管理計画

目次

I 公共施設等総合管理計画の概要

- 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的 ----- 1
- 2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間 ----- 4

II 公共施設を取り巻く環境

- 1. 将来の人口 現状予測～鶴田町人口ビジョンより ----- 6
- 2. 本町の財政状況 ----- 8
- 3. 公共建築物の現状 ----- 10
- 4. インフラ系施設の状況 ----- 14

III 公共施設等の総合管理に関する基本的な方針

- 1. 鶴田町の公共施設等の課題 ----- 17
- 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 ----- 18

IV 施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

- 1. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と個別施設計画との関係性 ----- 28
- 2. 公共建築物の管理に関する基本方針と各施設の方向性 ----- 30
- 3. インフラ系施設の管理に関する基本方針 ----- 43
- 4. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果 ----- 48
- 5. 充当可能な地方債・基金等の財源についての考え方 ----- 53

V 公共施設マネジメントの実行体制

- 1. 推進体制 ----- 54
- 2. フォローアップと PDCA サイクルの確立 ----- 55
- 3. 情報管理の方針 ----- 56



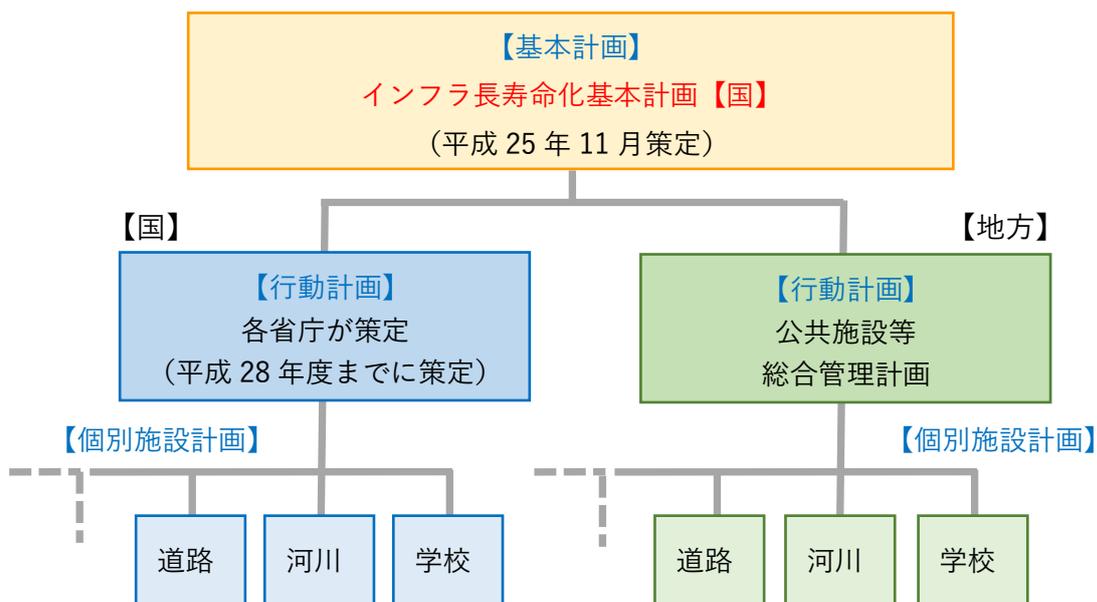
I 公共施設等総合管理計画の概要

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

(1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。



(参考：総務省 [インフラ長寿命化計画の体系])

本町においても、人口急増期にあたる昭和 40（1965）年代後半から多くの公共施設を整備してきましたが、現在、これらが建築後 40 年から 50 年余りが経過し、老朽化が進行している状況です。

これら施設の老朽化に伴い事故等の発生確率が増すことにより、住民が安心、安全に公共施設サービスを受けることに支障をきたすことを懸念しています。

今後、これらの施設が、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えていくこととなりますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などにより厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは困難となっています。

(2) 公共施設等総合管理計画の目的

これまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となっています。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

本計画は、各種個別施設計画の内容及び令和5(2023)年10月10日付けの総務省通知を踏まえて改訂したものとなります。

■参考：「公共施設等総合管理の策定にあたっての指針の改定等について」

総財務第152号 令和5(2023)年10月10日 抜粋・一部加工

○総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

第一 総合管理計画に記載すべき事項

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載すること。

(1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績

(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し

(3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(3) 現状や課題に関する基本認識

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針、② 維持管理・更新等の実施方針、③ 安全確保の実施方針、

④ 耐震化の実施方針、⑤ 長寿命化の実施方針、⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針、

⑦ 脱炭素化の推進方針、⑧ 統合や廃止の推進方針、⑨ 数値目標、⑩ 地方公会計の活用、

⑪ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針、⑫ 広域連携、

⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携、

⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(5) PDCA サイクルの推進等に係る方針

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて記載することが望ましいこと。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

(3) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本町にはまちづくりの最上位に位置付けられる「第6次鶴田町総合計画」をはじめとする各種計画があり、本計画においては施設毎の取組に対して、基本的な方針を提示するものです。

本計画においては、主に各個別施設計画との関連及び整合を図るものとなります。

第6次鶴田町総合計画:期間 (R5~R14) ~若い世代から選ばれるまちづくり~

鶴田町公共施設等総合管理計画:期間(H29~R8)

↓相互関係↑

公共建築物 個別施設計画
鶴田町町民文化系施設計画
鶴田町農村環境改善センター「豊明館」個別施設計画
鶴田町社会教育系施設計画
鶴田町スポーツ・レクリエーション系施設計画
鶴田町産業系施設計画
鶴田町学校施設の長寿命化計画
鶴田町保健福祉センター「鶴遊館」個別施設計画
鶴田町保健・福祉系施設計画
鶴田町行政系施設計画
鶴田町公営住宅等長寿命化計画
鶴田町公園施設計画
鶴田町供給処理施設計画
鶴田町その他施設計画

↓相互関係↑

インフラ施設 個別施設計画
鶴田町水道事業ビジョン
鶴田町下水道ストックマネジメント計画
鶴田町農業集落排水施設最適整備構想
小規模構造物個別施設計画
舗装の個別施設計画
橋梁の個別施設計画
鶴田町橋梁長寿命化修繕計画

関連

関連

各種関連計画
第2期鶴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略
鶴田町過疎地域持続的発展計画
五所川原圏域三市町国土強靱化地域計画
鶴田町地域福祉計画
地域再生計画
社会資本総合整備計画
鶴田町子ども・子育て支援事業計画
保健事業実施計画(データヘルス計画)

2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画における対象となる公共施設

本町が保有する公共施設等のうち、公共建築物とインフラ施設を対象とします。公共建築物については、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設など 11 類型に分類しました。

また、インフラ系施設については、道路、橋梁、水道、下水道、農業集落排水の 5 種類を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

	施設分類	主な施設
公共建築物	1 町民文化系施設	国際交流会館、町立中央公民館など
	2 社会教育系施設	鶴の里ふるさと館、歴史文化伝承館
	3 スポーツ・レクリエーション系施設	体育センター、武徳館など
	4 産業系施設	道の駅つるた「鶴の里あるじゃ」など
	5 学校教育系施設	鶴田小学校、鶴田中学校など
	6 保健・福祉系施設	保健福祉センター「鶴遊館」など
	7 行政系施設	鶴田町役場、各消防屯所など
	8 公営住宅	駅東団地、鶴寿団地など
	9 公園施設	富士見湖パーク、丹頂鶴自然公園など
	10 供給処理施設	不燃物処理場
	11 その他施設	火葬場、旧小学校など
インフラ施設	1 道路・トンネル	
	2 橋梁	
	3 水道	
	4 下水道	
	5 農業集落排水	

(2) 計画期間

計画期間は、平成 29 (2017) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 10 年間とします。計画の見直しは 5 年ごとに行い、計画の進捗を図るとともに、計画の内容の改訂を行います。

また、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。

計画期間「10 年間」

平成 29 (2017) 年度～令和 8 (2026) 年度



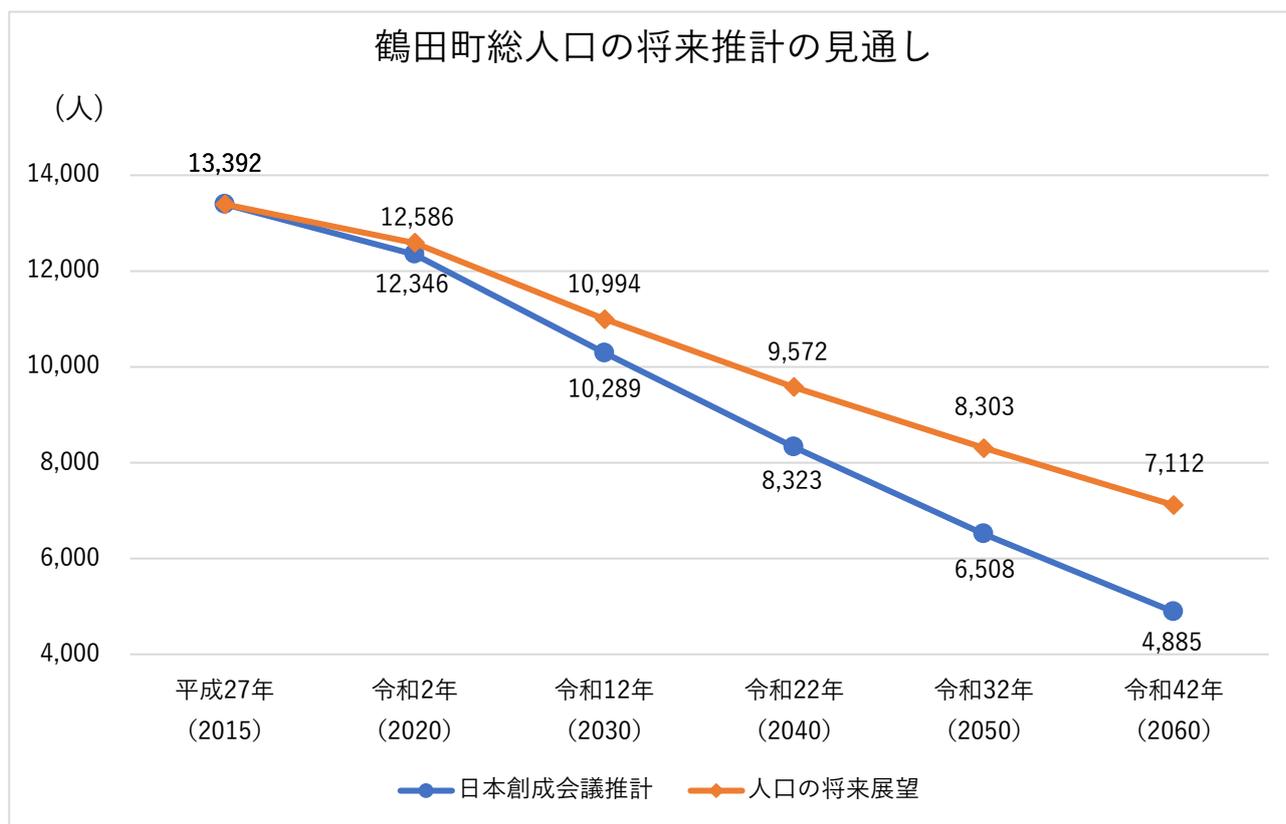
II

公共施設を取り巻く環境

1. 将来の人口 現状と予測～鶴田町人口ビジョンより

本町の人口は、日本全体の人口減少・少子高齢化の流れと同じく減少傾向をたどっており、平成27（2015）年10月時点（国勢調査）総人口は13,392人でした。日本創生会議に準拠した人口推計では令和22（2040）年で8,323人と推計され、令和42（2060）年で4,885人まで減少を続ける予測がされています。

国の長期ビジョンを勘案しつつ、本町の人口の現状と課題を踏まえ、出生率の向上、転出の抑制、転入の促進に総合的に取り組むことにより、令和42（2060）年の本町の人口を7,112人に維持することを目標とします。



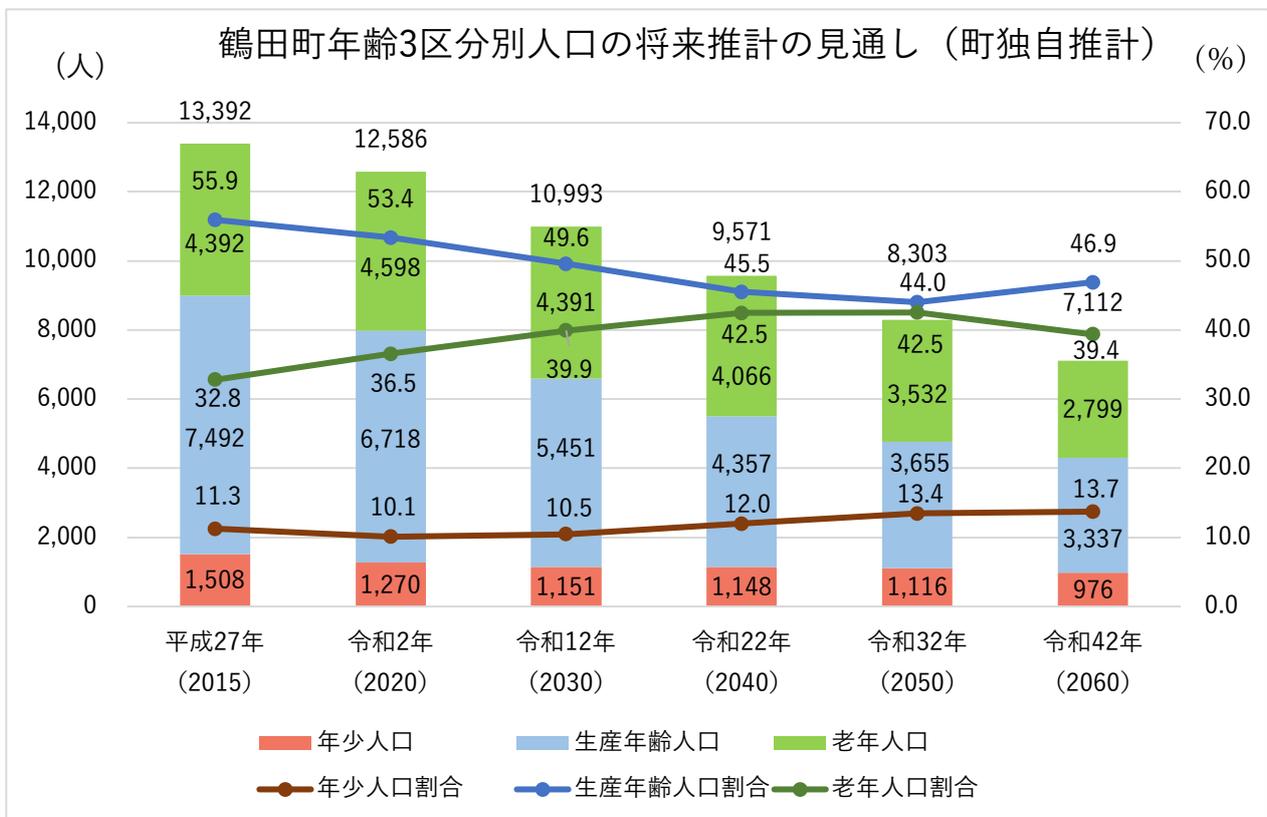
※ 鶴田町人口ビジョン（令和2（2020）年3月改定）及び鶴田町総合戦略を抜粋・加工作成

また、同様に総合的な取り組みの実施を想定した、町独自の将来人口推計結果から本町の年齢3区分別人口をみると、総人口は一貫して減少していき、超高齢化社会が進展することとなりますが、令和 32（2050）年を境に高齢化率は減少し始め、その後人口構成割合はバランスを取り戻していきます。

年少人口割合は令和 2（2020）年の 10.1%を境にその後は緩やかに上昇し、令和 42（2060）年には 13.7%まで回復することが予測されます。

生産年齢人口割合は令和 32（2050）年の 44.0%を境にその後は緩やかに上昇し、令和 42（2060）年には 46.9%まで回復することが予測されます。

老年人口割合は令和 32（2050）年の 42.5%を境に減少に転じ、令和 42（2060）年には 39.4%となり、令和 12（2030）年の水準まで減少することが予測されます。



※ 鶴田町人口ビジョン（令和 2（2020）年 3 月改定）及び鶴田町総合戦略を抜粋・加工作成

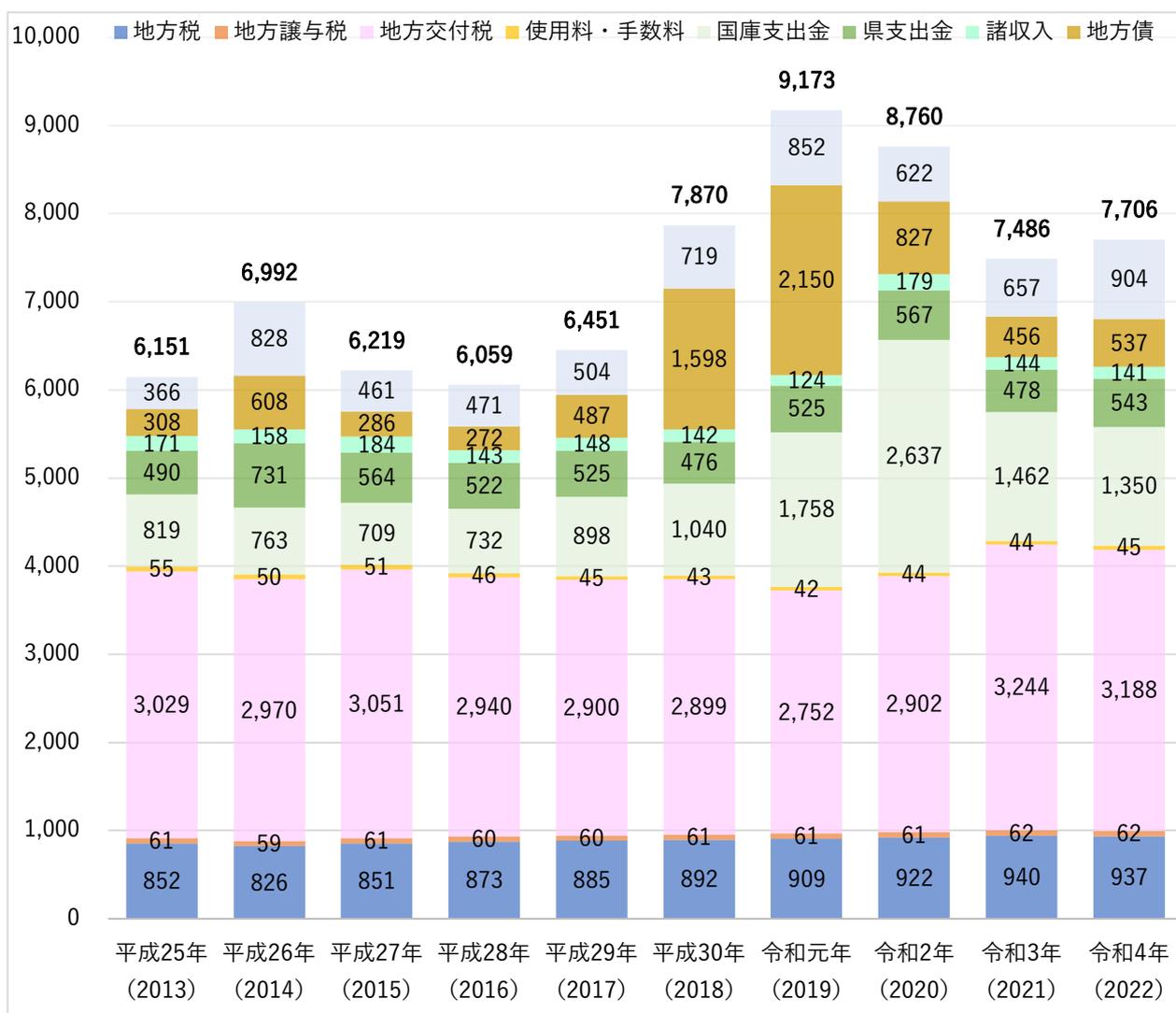
2. 本町の財政状況

(1) 歳入の状況

一般会計を基に本町の歳入状況の過去10年をみると、平成30(2018)年度～令和2(2020)年度は、町内小学校統合などの財源として、地方債の起債を行い、歳入は増加傾向となりました。令和2(2020)年度では新型コロナウイルス感染対策費による国庫補助金の増加により歳入は増加となっていますが、令和3(2021)、令和4(2022)年度では減少しています。

また、地方税(町税)は過去10年で増加傾向、地方交付税は令和元(2019)年度まで減少傾向であったのが令和2(2020)年度に増加しましたが、どちらも令和3(2021)年度から令和4(2022)年度にかけてはほぼ横ばいとなっています。

■平成25(2013)年度から令和4(2022)年度までの歳入の推移 (単位：百万円)



※ 決算統計より加工作成

(2) 歳出の状況

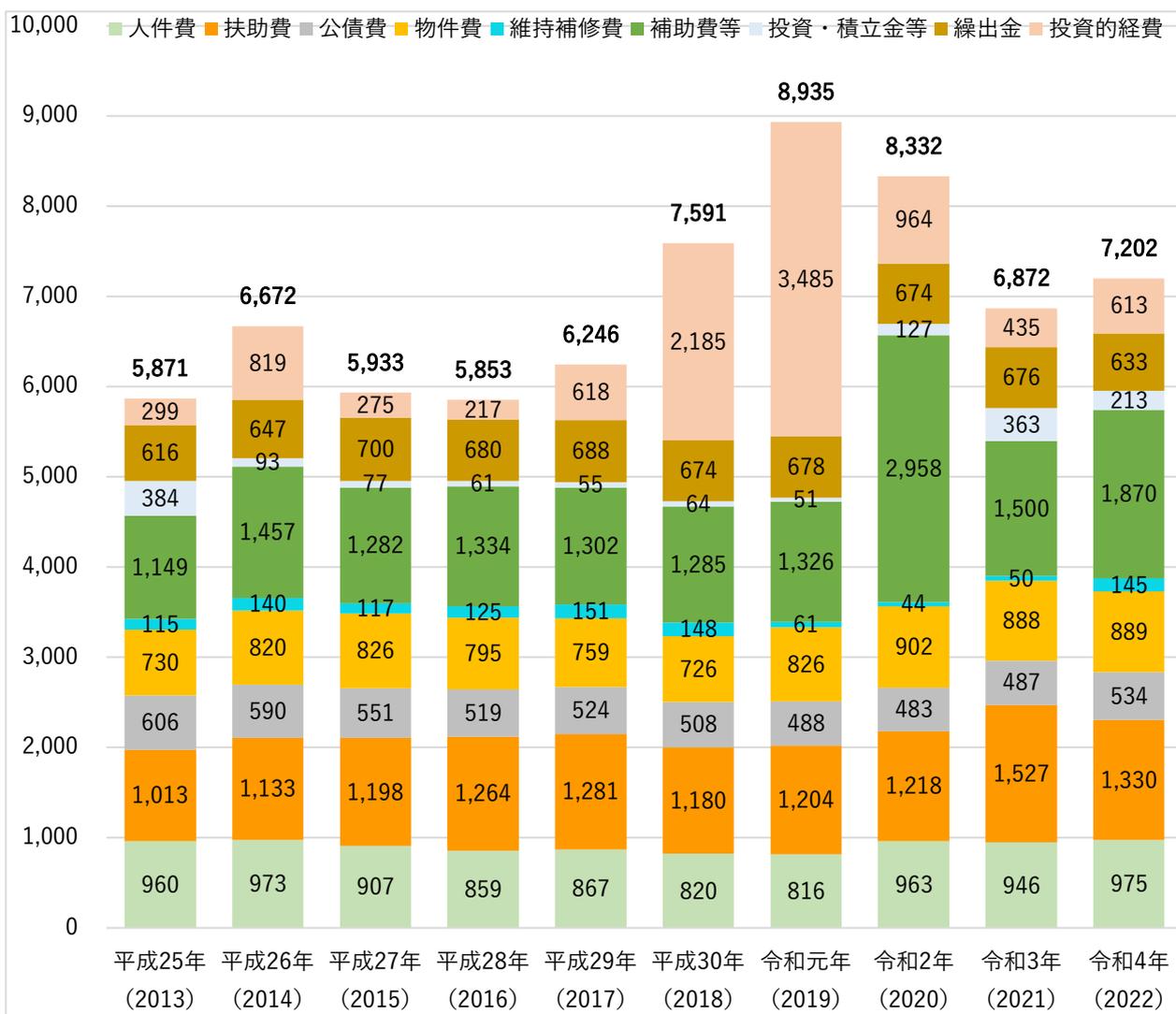
一般会計を基に本町の歳出状況の過去 10 年をみると、全体の歳出状況としては、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染対策費による補助金等が一時的に大幅な増加をしています。

投資的経費は平成 30 (2018) 年度から令和元 (2019) 年度にかけて 20 億円を超えています。これは、施設の老朽化対策や小学校統合のためとなっています。これらに対する財源は地方債のほか、補助金や一般財源が充てられています。

また、人件費は過去 10 年間で減少傾向にありましたが、令和 2 (2020) 年度からは増加傾向にあります。扶助費は 10 年前と比較し増加傾向となっています。

そのほか、今後は地方債発行の増加に伴い、公債費が増加することが予測されます。

■平成 25 (2013) 年度から令和 4 (2022) 年度までの歳出の推移 (単位：百万円)



※ 決算統計より加工作成

3. 公共建築物の状況

(1) 鶴田町の公共施設（建築物）の所有状況

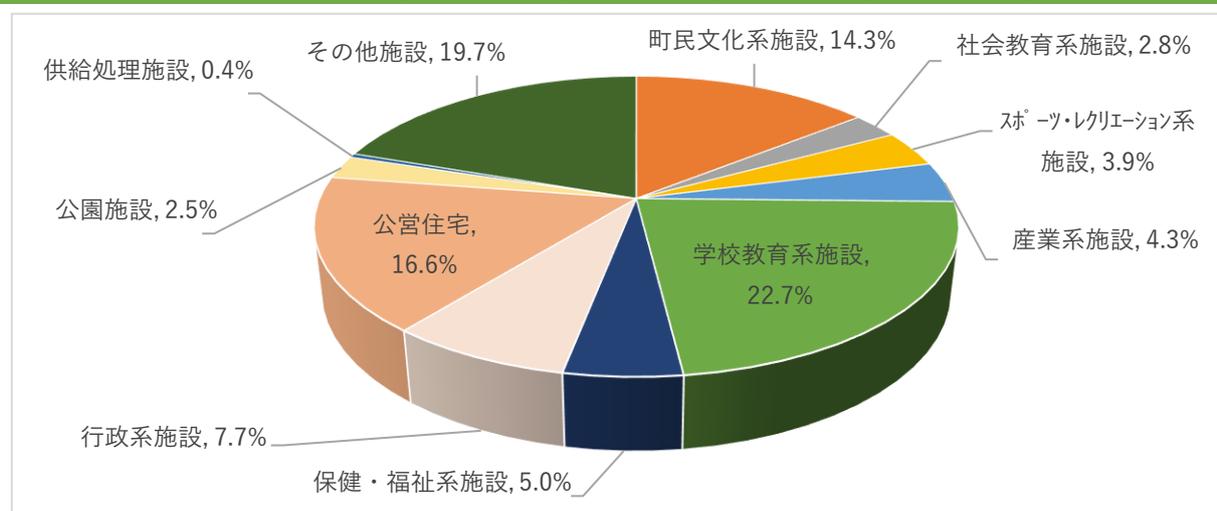
①施設数・延床面積・人口一人当たり面積

令和4（2022）年度末（令和5（2023）年3月31日現在）の公共施設（建築物）の延床面積合計は約8.3万㎡となっており、その内訳は、大きい順で学校教育施設が22.7%、その他施設が19.7%と続きます。

また、公共施設（建築物）の人口一人当たりの面積を見ると、6.85㎡となっています。

■類型別の施設数・延床面積・人口一人当たり面積

分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	割合	人口一人当たり 延床面積(㎡)
1 町民文化系施設	30	30	11,806	14.3%	0.98
2 社会教育系施設	2	4	2,315	2.8%	0.19
3 スポーツ・レクリエーション系施設	5	7	3,241	3.9%	0.27
4 産業系施設	6	9	3,597	4.3%	0.30
5 学校教育系施設	3	6	18,805	22.7%	1.56
6 保健・福祉系施設	3	4	4,140	5.0%	0.34
7 行政系施設	18	19	6,395	7.7%	0.53
8 公営住宅	4	114	13,735	16.6%	1.14
9 公園施設	3	10	2,053	2.5%	0.17
10 供給処理施設	1	2	350	0.4%	0.03
11 その他施設	13	19	16,317	19.7%	1.35
計	88	224	82,754	100.0%	6.85



※ 令和4（2022）年度末施設カルテより加工作成

※ 人口は令和 2（2020）年国勢調査 12,074 人で算出

（2）公共施設老朽化の状況

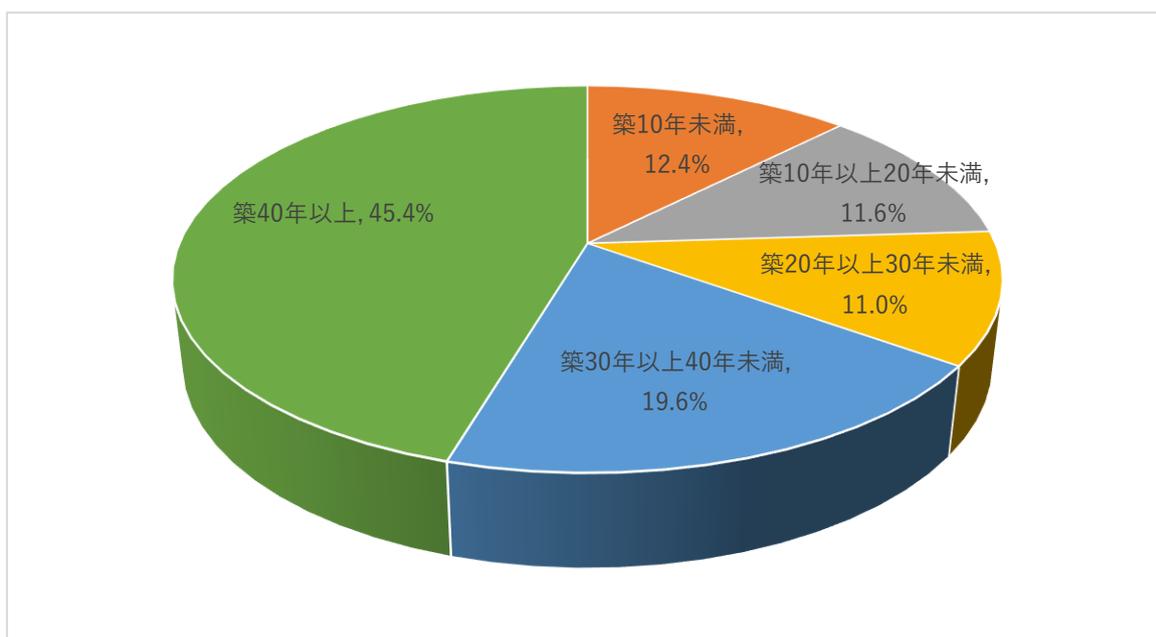
①建築経過年数の状況

公共施設の建築からの経過年数をみると、延床面積対比で築 30 年未満の公共施設は全体の 35.0% となっており、築年数 30 年以上の公共施設は 65.0% となっています。

また、築 40 年以上経過した公共施設は全体延床面積のうち 45.4% を占めています。

■類型別の建設経過年数

分類	築 10 年 未満	築 10 年 以上 20 年未満	築 20 年 以上 30 年未満	築 30 年 以上 40 年未満	築 40 年 以上	計
1 町民文化系施設	676	1,289	2,321	2,201	5,319	11,806
2 社会教育系施設	0	1,963	352	0	0	2,315
3 スポーツ・レクリエーション系施設	0	0	0	1,291	1,950	3,241
4 産業系施設	1,520	558	1,195	324	0	3,597
5 学校教育系施設	7,537	0	0	0	11,268	18,805
6 保健・福祉系施設	0	0	3,800	0	340	4,140
7 行政系施設	0	70	79	5,775	471	6,395
8 公営住宅	0	0	1,055	2,738	9,942	13,735
9 公園施設	498	1,029	267	259	0	2,053
10 供給処理施設	0	0	0	350	0	350
11 その他施設	0	4,696	25	3,288	8,308	16,317
計	10,231	9,605	9,094	16,226	37,598	82,754
割合	12.4%	11.6%	11.0%	19.6%	45.4%	100.0%



※ 令和4（2022）年度末施設カルテより加工作成

②有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得価額」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。

これまでの本町の公共施設（建築物）における総建築額は、約191.1億円です。町全体として有形固定資産減価償却率は令和4（2022）年度で67.5%と資産が老朽化している状況となっています。

こうした現状から、建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、長寿命化の実施又は除却による公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

■類型別の有形固定資産減価償却率

分類	取得価額 (百万円)	R4 減価償却累計額 (百万円)	R3 有形固定資産 減価償却率	R4 有形固定資産 減価償却率
1 町民文化系施設	2,457	1,952	77.6%	79.5%
2 社会教育系施設	503	359	67.8%	71.4%
3 スポーツ・レクリエーション系施設	476	466	97.3%	97.8%
4 産業系施設	1,242	722	53.7%	58.1%
5 学校教育系施設	5,046	2,640	49.0%	52.3%
6 保健・福祉系施設	2,144	1,123	50.5%	52.4%
7 行政系施設	1,768	1,144	62.5%	64.7%
8 公営住宅	1,530	1,500	97.9%	98.0%
9 公園施設	237	234	98.3%	98.5%
10 供給処理施設	72	72	100.0%	100.0%
11 その他施設	3,644	2,693	61.1%	73.9%

計	19,118	12,903	63.1%	67.5%
---	--------	--------	-------	-------

※ 令和 4（2022）年度末固定資産台帳より加工作成

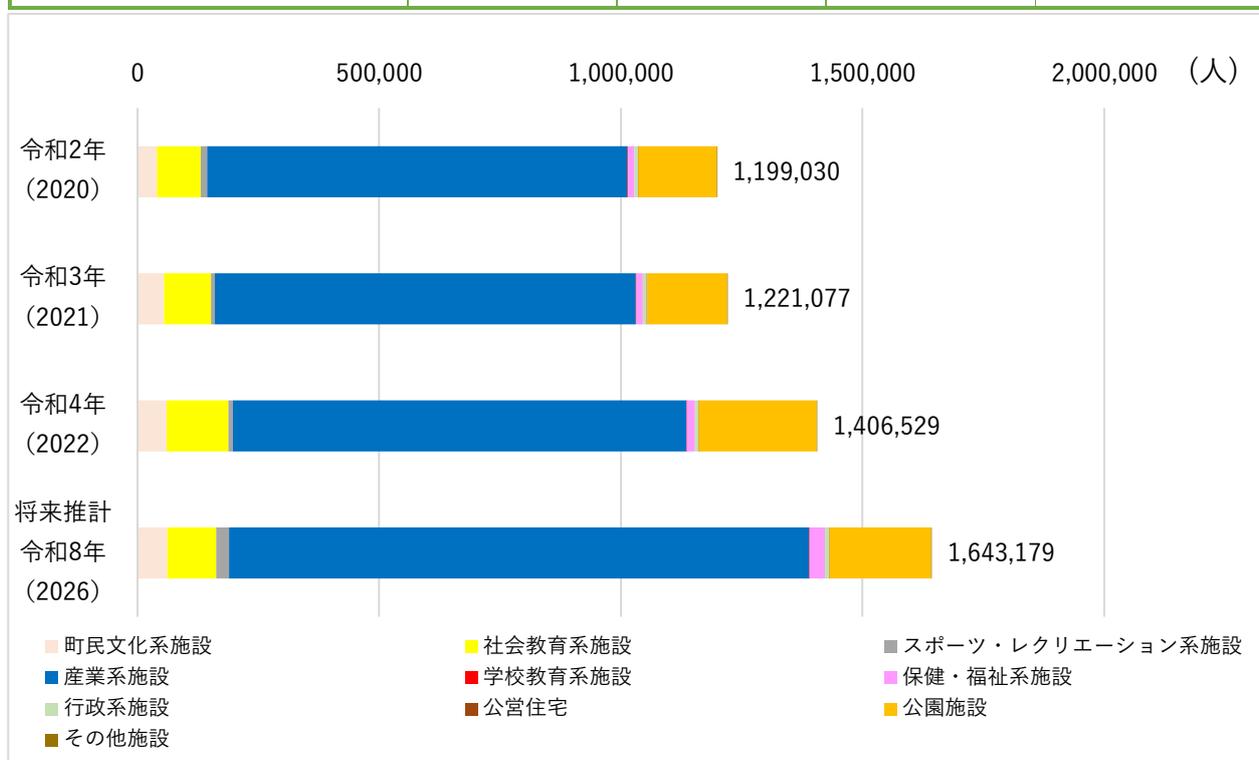
(3) 公共施設利用状況

鶴田町の保有する公共施設のうち、利用施設の利用状況は以下の通りです。令和2(2020)年の公共施設利用状況は約120万人だったのに対し、令和8(2026)年の町独自の将来推計は、約164万人になると予測されます。

■ 類型別の公共施設利用状況

(単位：人)

分類	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	将来推計 令和8年 (2026)
町民文化系施設	40,617	54,214	60,858	61,503
社会教育系施設	90,691	97,904	126,933	101,200
スポーツ・レクリエーション系施設	12,575	8,120	9,972	26,000
産業系施設	869,977	870,457	937,755	1,200,350
学校教育系施設	862	841	824	722
保健・福祉系施設	13,290	14,616	16,719	33,100
行政系施設	7,847	7,847	8,049	8,747
公営住宅	575	580	475	630
公園施設	161,930	165,812	244,042	210,000
その他施設	666	686	902	927
計	1,199,030	1,221,077	1,406,529	1,643,179



※ 各施設計画より加工作成

※ 供給処理施設を除く

4. インフラ施設の状況

(1) 道路・小規模構造物

町道は 431 路線、総延長 193.4km あり、そのうち 1 級町道 24 路線、2 級町道 22 路線が幹線道路をなし、町内主要集落への連絡道として配置されています（令和元（2019）年度現在）。

幹線道路の整備状況は、全体を見ると舗装率は 66.1%となっています。しかしながら、幹線以外の町道には未整備の生活道路が多く、舗装率及び改良率が低いことから地域発展の障害となっており、重要な社会資本である道路網のきめ細かな整備拡充をさらに図っていく必要があります。

さらに、道路や橋梁など社会資本ストックの老朽化に対応し、維持管理や更新による長寿命化を図ることも検討の必要があります。

このため、平成 30（2018）年 8 月から「舗装の個別施設計画」を策定、毎年度の見直しを行い、維持管理を進めています。

道路にあわせて、小規模構造物（側溝）についても、令和元（2019）年 8 月に「小規模構造物個別施設計画」を策定し、今後の老朽化等の対策を行っています。

■道路・小規模構造物：全体状況

道路区分	路線数	総延長	舗装率	側溝延長
1 級幹線道路	24 路線	32.1km	96.4%	17.1km
2 級幹線道路	22 路線	23.9km	71.3%	13.3km
その他町道	385 路線	137.4km	59.1%	59.9km
計	431 路線	193.4km	66.1%	90.3km

(2) 橋梁

本町が管理する橋梁は 47 橋（令和 4（2022）年 3 月 31 日現在）となっています。

平成 28（2016）年度に橋梁の定期点検を行い、当時の管理橋梁 47 橋のうち 1 橋が判定区分Ⅲ（早期措置段階）と診断され、令和元（2019）年度に架け替えを行いました。

令和 3（2021）年度に 2 巡目の点検を行い、管理橋梁 47 橋のうち、4 橋が判定区分Ⅲ（早期措置段階）、1 橋が判定区分Ⅳ（緊急措置段階）と診断されたため、早急な対処が必要です。

このような状況となっていることから、定期点検による確実な状況把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となっています。

現在本町においては、「橋梁長寿命化修繕計画策定」及び「橋梁の個別施設計画」を策定し維持管理、更新を進めています。

(3) 水道

鶴田町水道事業の給水区域は町の全域としており、町の南東部にある鶴田町浄水場の配水池にて津軽広域水道企業団からの浄水を受水し、配水ポンプ施設により配水しています。

現在唯一の水道施設である鶴田町浄水場の管理棟（昔は水道課として使用）は昭和 50（1975）年に設置されており、老朽化が進んでいます。配水池は平成 25（2013）年度に新設しています。

また管路については、昭和 51（1976）年に布設されたものが大部分を占めています。一方で、平成 5（1993）年以降は毎年着実に管路更新を実施しています。

水道事業は、少子高齢化社会の到来による人口減少や、節水器具の普及や節水意識の浸透などによる生活様式の変化にともない、給水収益の減少が避けられない中で、老朽化した施設・管路の更新や頻発する自然災害への対応など多大な費用が必要となるため、経営状況は厳しいものとなることが見込まれます。

■水道：全体状況（令和 4（2022）年度決算統計より加工作成）

項目	数量
1 浄水場	1 箇所
2 配水池	1 箇所
3 導水管延長	2.45km
4 配水管延長	86.99km
5 給水人口	11,599 人

(4) 公共下水道・農業集落排水

公共下水道事業は、公共用水域の水質保全及び地域住民の生活環境の改善を目的として平成 11 (1999) 年に供用開始しました。建設開始より 20 年以上となり、老朽化や効率性低下に伴う設備更新が始まり、今後は不明水対策や老朽化対策に向けた準備が必要となります。

現在、公共下水道においては、「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、今後の更新等の対策を行っています。

一方、農業集落排水は平成 3 (1991) 年から供用を開始し、各処理場の老朽化や各処理地区の排水区域人口の減少が課題となっています。

■公共下水道：全体状況（令和 4（2022）年度決算統計より加工作成）

項目	数量
1 処理場	1 箇所
2 污水管延長	47km
3 排水区域人口	6,189 人

■農業集落排水：全体状況（令和 4（2022）年度決算統計より加工作成）

項目	数量
1 処理場	5 箇所
2 污水管延長	55km
3 排水区域人口	5,428 人



公共施設等の総合管理に関する基本的な方針

1. 鶴田町の公共施設等の課題

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うためには、長寿命化及び平準化に資するための予防保全型の維持管理を推進するとともに、多様な町民ニーズに対応する公共施設等のあり方や機能の見直し等を推進し、施設需要の変化に応じた質と量を最適化しながら、その維持に努めることが必要となります。

以上を踏まえ、将来を見据えた本町の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する課題について、次の通り定めるものとします。

(1) 予防保全型のメンテナンスサイクルの確立

すべての施設について長寿命化計画を策定し、計画的な点検・診断及び修繕を行う予防保全型の維持管理におけるメンテナンスサイクルを確立することが必要となります。

(2) 財政負担の平準化実現への方策

公共施設等の将来の更新費用が一時的に集中することとなるため、これらの更新時期を適切に分散化して、財政負担の平準化を実践するための方針策定が必要となります。

(3) 公共建築物の最適な量と配置の検討

公共建築物に関する町民ニーズを的確に把握し、利用度の低い施設の有効活用や統合・廃止を含めた再配置等を検討することで、延床面積縮減の推進を図り、将来の更新費用を削減することが必要となります。

行政サービス水準等に関して、施設の統廃合を検討する場合など、水準の低下を招くおそれがあるときは、住民の意見を聴き、議会とも協議しながら、行政サービスとして必要な水準や機能などを慎重に検討するとともに、水準低下による影響が最小限となるよう努めます。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本理念を次の通り定め、将来のまちづくりに向けて、町民と行政の協働により、最適な公共施設等の維持・供給を目指します。

基本方針としては以下の通りとなります。

①安全・安心の確保

常に公共施設等の全体像を把握し、町民の安全な生活を守る観点から、公共建築物とインフラ施設の町民への影響に配慮し、公共施設等の点検・修繕・更新に取り組みます。

②アセットマネジメント¹（資産管理）の推進

全ての公共施設等を町民の大切な資産と捉え、町民と意識を共有し、公共施設等全体にアセットマネジメントを適用します。また、ライフサイクルコスト²縮減に効果的な予防保全型維持管理を実践し、より効率的なメンテナンスサイクルを確立するため、維持管理の区分を定めます。

③財政負担の平準化の推進

品質（老朽化に伴う機能低下等の状況等）、需要・供給（公共建築物の利用率、延床面積の総量等）、財務（将来の維持更新費の縮減等）の観点から施設の優先度を定め、優先すべき施設の改修・更新を前倒しすることで財政負担の平準化を推進します。

また、公共施設等の整備にあたっては、個別施設計画の策定段階で修繕・更新といった投資的経費の支出額をあらかじめ想定するほか、使用しないこととなる公共施設等については、本計画に基づき計画的な除却、貸付、売却を行います。

(2) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の利用状況、自然環境及び経年変化等に応じて、施設ごとに劣化や損傷等の進行が異なることから、各施設の特性等を考慮したうえで、施設の劣化及び機能低下を防ぎ、町民が安全・安心に利用できるよう定期的な点検・診断等を実施します。

¹ 「アセットマネジメント」とは、中長期の更新需要の見通しを試算した上で、人口減少を踏まえたダウンサイジングや長寿命化等により、トータルコストの縮減や平準化を図り、効率的かつ計画的な更新投資を進めるための取組。

² 「ライフサイクルコスト」とは、建物では計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

（３）維持管理・修繕・更新等の実施方針

今後は、町民ニーズの変化等に対応する公共施設等のあり方や機能の見直しを推進し、施設需要の変化に応じた質と量を最適化しながら、その維持管理に努めることが重要となります。

このため、従来の手法である、公共施設等に不具合が生じてから実施する「対症療法型」の維持管理の考え方から、公共施設等の長寿命化を図るとともに、将来の更新費用等の抑制を図るために計画的な点検、診断及び修繕を行う「予防保全型」の維持管理への転換を推進します。

また、少子化・高齢化社会への対応として、施設の更新にあたっては、バリアフリーや環境への配慮など、時代の要求に対応した更新を検討するとともに、機能の複合化や将来の改修容易性などに配慮した更新の検討を進めます。

（４）安全確保の実施方針

今後の公共施設等においては、町民ニーズの変化等を踏まえつつ、利用者である町民の安全を確保したうえで、将来にわたり必要となる諸機能を確実に発揮し続けることが求められます。

一方で、点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や経年劣化等により今後とも利用が見込まれない公共施設等については、安全確保の観点から速やかに解体する等の措置を講じるものとします。

（５）耐震化の実施方針

公共施設等については、平常時における利用者の安全性を確保するとともに、災害時には防災拠点や避難所としての機能が求められます。

このため、災害時における拠点施設としての機能確保の観点から、必要となる公共施設等の耐震改修整備を重要度・優先度に応じ、計画的な実施を検討します。また、地域防災計画に基づき、防災機能の強化・確保、ライフラインが被災した場合に備えたバックアップ機能を確保します。

（６）長寿命化の実施方針

計画的な点検・診断等の結果を踏まえたうえで、経年変化の状況や利用需要等の客観的な評価により、今後とも継続的に利用が見込まれると判断される施設については、期待される耐用年数までの使用を可能とするため、予防保全型の維持管理を徹底する等、計画的かつ効果的な保全措置を講じながら、ライフサイクルコストの縮減も視野に入れた長寿命化を推進します。

また、策定された個別施設計画（長寿命化計画）と財政計画を連動し、改修費等の財政負担の軽減と平準化を実践します。

（７）統合や廃止の推進方針

将来の修繕・更新費用等の圧縮を図る観点から、施設の利用需要の変化に応じて質と量を最適化

することが重要です。

このため、近隣施設、類似施設の有無や防災対策、人口動向等の利用需要に照らして必要性がないと判断される施設については、議会や地域住民への十分な情報提供と調整等を行いつつ、統合や廃止についての方針を決定し、適正配置の検討を推進します。

（８）ユニバーサルデザイン化の推進方針

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。

「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられます。

今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えます。

（９）脱炭素化の推進方針

脱炭素化の推進として、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 1 項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として、『鶴田町地球温暖化対策推進実行計画』を策定し、計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて再生エネルギーの積極導入や施設整備の改善等、さまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることとしています。

（10）数値目標の設定

「公共施設等総合管理計画・個別施設計画」において、建築物系施設全体の延床面積の目標値を定めており、本計画においても同様の目標値とします。

公共施設等総合管理計画・個別施設計画の「方向性・対策」を実施したことを前提に機械的に計算した場合の建物の延床面積は、全体で 14.0%の減少となります。

また、施設の老朽度や利用度、サービスの必要性等については、年数とともに変化していくことから、施設ごとの利活用の方向性については、定期的に見直しをすることとし、将来的な人口動向や町民ニーズに対応しながら、施設総量の適正化を進めます。加えて、具体的な対策の優先順位を検討し、トータルコストの縮減と平準化を図り、町全体として質・量ともに適正な公共施設等の配置を実現することで、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していきます。

■長寿命化等の対策を行った場合の延床面積

分類	延床面積(m ²)		
	2020年 (現在)	2026年 (6年後)	差
1 町民文化系施設	11,806	11,806	0 (0%)
2 社会教育系施設	2,315	2,315	0 (0%)
3 スポーツ・レクリエーション系施設	3,095	3,095	0 (0%)
4 産業系施設	3,602	3,602	0 (0%)
5 学校教育系施設	17,192	17,192	0 (0%)
6 保健・福祉系施設	4,140	4,140	0 (0%)
7 行政系施設	6,384	6,384	0 (0%)
8 公営住宅	13,741	13,741	0 (0%)
9 公園施設	2,053	2,053	0 (0%)
10 供給処理施設	350	350	0 (0%)
11 その他施設	19,623	7,844	11,779 (△60.0%)
総計	84,301	72,522	11,779 (△14.0%)

※ 各施設計画より加工作成

(11) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

本計画に基づき廃止や統廃合が進めば、その後の利活用がされない土地・建物が増加することが考えられます。このため、未利用地については売却処分や貸付等を積極的に進めるとともに、廃止施設については、廃止後の利活用について、廃止を決定する前から検討し、廃止後は速やかに処分できるよう進める必要があります。未利用となっている財産及び今後、用途廃止が予定されている財産については、庁内照会を行い他の行政目的での利用を優先して検討するとともに、他の行政目的での利用がない場合は、民間への売却や貸付等の利活用を進めていきます。

民間への売却や貸付等を進めるに当たっては、売却を優先して検討していきます。その上で、売却が困難な財産や、将来的な利用計画がある場合であっても当分の間、供用予定の無い財産については、貸付けによる利活用を図ります。

(12) 各種計画及び国管理施設との連携

鶴田町総合計画をはじめとした関連計画（鶴田町過疎地域持続的発展計画など）及び公営企業における経営戦略等の各種計画との整合性を図りながら連携を推進していきます。また、国が管理するインフラ系施設等の状況も踏まえ、連携して計画の遂行を推進していきます。

(13) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全庁的な組織体制で公共施設マネジメントを推進していくためには、職員一人一人が公共施設マネジメントの意義を理解した上で、共通認識を持って意識的に取り組んでいく必要があることから、職員を対象にした研修会などを通じ意識啓発に努めていきます。

① PPP³/PFI⁴の推進

施設の設置、管理運営にあたっては、現在実施している指定管理者制度のほか、新たにPPP/PFIの活用を検討します。

② 広域連携による事業の推進

多くの市町村が、より効率的な行財政運営を求められている中で、少子化・高齢化等の社会情勢の変化や住民の日常生活経済圏の拡大に伴う広域的行政需要の課題に対応していくため、市町村事務の共同処理など、それぞれの地域に適した広域行政制度の活用を図ることが重要です。

このことから、五所川原圏域定住自立圏共生ビジョンに基づき、近隣自治体と公共施設の相互利用を図る等、広域的な観点から、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するため近隣自治体との連携を強化します。

③ 個別施設計画の作成

前述の基本方針を踏まえ、施設類型（学校、道路等）の特性を踏まえた個別の施設整備実施計画（個別施設計画）については順次定めていきます。

なお、公共施設等についても、必要に応じて個別施設計画を策定するものとし、個別施設計画を策定していない公共施設のマネジメント推進にあたっては、原則として本方針に基づくものとします。

また、すでに長寿命化計画等を策定済みの公共施設等については、各計画に則ることを基本とし、本方針を踏まえ必要に応じて見直しを行うこととします。

④ 施設マネジメントの一元化

公共施設全体としてマネジメントの最適化を図るためには、全庁的、総合的な視点に立ち、公共サービスのニーズと量、コストのバランスを図るとともに、ライフサイクルコストベースでの長期保全・長寿命化といった視点から、施設マネジメントを行う必要があります。

³ 「PPP（Public Private Partnership：パブリック・プライベート・パートナーシップ）」とは、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。

⁴ 「PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

そのためには、庁内横断的な取組が必要であり、それらの推進するための一元的な組織と固定資産台帳や施設カルテといったデータベース等の情報の集約整備を図る必要があります。

⑤職員の意識改革

全庁的な計画推進・事業執行のためには、職員ひとりひとりが意識を高める事が必要となります。本計画の導入意義を十分理解し住民サービスに対応するべく、職員自ら創意工夫し取組を実践するため、研修会等により意識の向上に努めます。

(14) 実施した対策の実績

最近の主な整備・改修状況は以下の通りです。

※ 各施設計画を参照。総事業費が1,300千円以上の主な事業で細かな修繕を除く。

■町民文化系施設の主な整備・改修状況

事業名	対象施設	事業年度
役場庁舎及び 国際交流会館屋根防水改修事業	鶴田町役場庁舎 鶴田町国際交流会館	平成 23 年度 (2011)
公民館外部改修事業	町立中央公民館	平成 24 年度 (2012)
公民館内部改修事業	町立中央公民館	平成 25 年度 (2013)
公民館内部改修事業	町立中央公民館	平成 26 年度 (2014)
公民館エアコン設置事業	町立中央公民館 (大集会室)	平成 27 年度 (2015)
農村環境改善センター「豊明館」 改修事業	農村環境改善センター「豊明館」	平成 24 年度 (2012)
農村環境改善センター「豊明館」 屋根改修事業	農村環境改善センター「豊明館」	平成 26 年度 (2014)
農村環境改善センター「豊明館」 利便性向上事業	農村環境改善センター「豊明館」	平成 29 年度 (2017)
農村環境改善センター「豊明館」 利便性向上事業	農村環境改善センター「豊明館」	平成 30 年度 (2018)
農村環境改善センター「豊明館」 利便性向上事業	農村環境改善センター「豊明館」	令和元年度 (2019)
妙堂崎担い手センター改修及び 整備事業	妙堂崎担い手センター	平成 26 年度 (2014)
妙堂崎担い手センター整備事業	妙堂崎担い手センター	平成 26 年度 (2014)
前中野農事集落集会所外壁張替事業	前中野農事集落集会所	平成 24 年度 (2012)
下水道接続及びトイレ改修事業	尾原文化センター	平成 24 年度 (2012)
屋根改修事業	田の尻文化センター	平成 25 年度 (2013)
下水道接続及びトイレ改修事業	西中野文化センター	平成 24 年度 (2012)
外壁改修事業	鶴田東部地区コミュニティセンター (瀬良沢ふれあいセンター)	平成 23 年度 (2011)
ふれあいセンター建設事業	沖ふれあいセンター	平成 28 年度 (2016)
下水道接続及びトイレ改修事業	中野文化センター	平成 27 年度 (2015)
下水道接続及びトイレ改修事業	鶴寿団地集会所	平成 27 年度 (2015)

■社会教育系施設の主な整備・改修状況

事業名	対象施設	事業年度
農産加工室整備事業	鶴田町歴史文化伝承館	平成 24 年度 (2012)
歴史文化伝承館改修事業	鶴田町歴史文化伝承館	平成 28 年度 (2016)

■スポーツ・レクリエーション系施設の主な整備・改修状況

事業名	対象施設	事業年度
武徳館外壁改修事業	武徳館	平成 27 年度 (2015)
鶴田町 B & G 海洋センター整備事業	B & G 海洋センター・プール	平成 27 年度 (2015)
保健体育施設整備事業	体育センター、武徳館	令和 3 年度 (2021)
体育センター外壁改修工事 設計事業	体育センター	令和 4 年度 (2022)

■産業系施設の主な整備・改修状況

事業名	対象施設	事業年度
道の駅つるた「鶴の里あるじゃ」 本体屋根改修事業	道の駅つるた「鶴の里あるじゃ」	平成 24 年度 (2012)
地方創生拠点整備交付金事業	道の駅つるた「鶴の里あるじゃ」 大豆・米加工施設	平成 29 年度 (2017)
地方創生拠点整備交付金事業	農産加工施設	令和元年度 (2019)

■学校教育系施設の主な整備・改修状況

事業名	対象施設	事業年度
鶴田町統合小学校建設事業	鶴田小学校	令和 2 年度 (2020)
鶴田中学校整備事業	鶴田中学校	令和 4 年度 (2022)

■保健福祉系施設の主な整備・改修状況

事業名	対象施設	事業年度
再生可能エネルギー等導入事業	保健福祉センター「鶴遊館」	平成 25 年度 (2013)
屋上防水改修事業	保健福祉センター「鶴遊館」	平成 26 年度 (2014)
加圧給水ポンプ更新事業	保健福祉センター「鶴遊館」	平成 26 年度 (2014)
井水系統水処理装置修繕事業	保健福祉センター「鶴遊館」	平成 26 年度 (2014)
給水・温水系統処理装置修繕事業	保健福祉センター「鶴遊館」	平成 26 年度 (2014)
保健福祉センター整備事業	保健福祉センター「鶴遊館」	令和 2 年度 (2020)
鶴遊館エアコン改修事業	保健福祉センター「鶴遊館」	令和 4 年度 (2022)

■行政系施設の主な整備・改修状況

事業名	対象施設	事業年度
役場庁舎・ 国際交流会館屋根防水改修事業	鶴田町役場（庁舎） 鶴田町国際交流会館	平成 23 年度（2011）～ 平成 24 年度（2012）
鶴田町役場浄化槽等撤去事業	鶴田町役場駐車場北側浄化槽	平成 23 年度（2011）
役場庁舎再生可能エネルギー等 導入事業	鶴田町役場（庁舎）	平成 24 年度（2012）
鶴田町役場庁舎空調改修事業	鶴田町役場（庁舎）	平成 25 年度（2013）
鶴田町役場庁舎空調改修事業	鶴田町役場（庁舎）	平成 26 年度（2014）
鶴田町役場議場音響設備改修事業	鶴田町役場（議場）	平成 27 年度（2015）
トイレ洋式化改修事業	鶴田町役場（庁舎）	令和元年度（2019）
鶴田町役場車庫増築事業	防雪センター	平成 23 年度（2011）
庁舎出入口自動ドア設置事業	鶴田町役場（庁舎正面ドア （外側）、1 階階段横ドア）	令和 2 年度（2020）
庁舎内 wi-fi 整備事業	鶴田町役場	令和 2 年度（2020）
大巻消防団屯所外壁・屋根 改修事業	大巻分団消防屯所	令和 3 年度（2021）
庁舎 電話機通話録音装置事業	鶴田町役場（庁舎）	令和 4 年度（2022）
庁舎 昇降機更新事業	鶴田町役場（庁舎）	令和 4 年度（2022）
庁舎 冷温水発生機（2 号機） 不良箇所補修整備事業	鶴田町役場（庁舎）	令和 4 年度（2022）

■公園施設の主な整備・改修状況

事業名	対象施設	事業年度
丹頂鶴自然公園改修事業	丹頂鶴自然公園（飼育場）	平成 27 年度（2015）

■供給処理施設の主な整備・改修状況

事業名	対象施設	事業年度
不燃物処理場設備改修事業	不燃物処理場	平成 26 年度（2014）
不燃物処理場設備改修事業	不燃物処理場	令和 2 年度（2020）

■その他施設の主な整備・改修状況

事業名	対象施設	事業年度
火葬場等改修事業	火葬場	平成 22 年度 (2010)
火葬場等改修事業	火葬場	平成 23 年度 (2011)
火葬場等改修事業	火葬場	平成 24 年度 (2012)
火葬場火葬炉設備補修事業	火葬場	平成 26 年度 (2014)
旧梅沢小学校屋根等修繕業務	旧梅沢小学校	令和 2 年度 (2020)
火葬場整備事業	火葬場	令和 3 年度 (2021)
火葬場煙突外部補強事業	火葬場	令和 4 年度 (2022)

IV

施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

1. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と個別施設計画との関係性

本計画の実効性を高めるため、予算編成を管理する総務課財務班（財政及び財産管理担当）を総合窓口とし、調査・管理権限を一本化し、庁内の各所管課との連携や支援体制を構築します。

今後は、総務課財務班において固定資産台帳を基に、施設ごとに建物の基本情報、管理運営の概要、管理に係る経費や利用状況等に関する情報をまとめた施設カルテと、各施設類型別の基本方針に基づき、各施設担当課との連携により策定した「個別施設計画」を活用し、人口減少や費用対効果等を踏まえた今後の施設等のあり方を詳細に検討します。

なお、既存の長寿命化計画がある場合は、各既存計画を基に本計画との整合性を図り、必要に応じて更新をしていくものとします。

①固定資産台帳の整備

既存の公有財産台帳は、主に数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的として備えており、今後、すべての地方公共団体に適用する統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、自団体の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になります。このことから、本町の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報（資産価値に係る情報）を備えた補助簿として新たに固定資産台帳を整備することとしています。

②施設カルテの整備

基本方針及び個別施設計画の作成のため、施設カルテを整備し、公共施設等の点検、診断等の履歴を含め施設情報を集中管理し、本計画及び個別施設計画の見直しに反映していきます。

■施設カルテの記載内容

区分	項目・内容
建物の基本情報	所在地、設置目的等、取得価額、期首期末簿価
建物の概要	設置形態、大規模改修等の履歴・計画等
管理運営の概要	利用時間、平均利用者数、業務内容等
管理に係る経費	維持管理費、町民1人あたりのコスト等

③施設類型ごとの実施方針の作成

本計画に、主に大分類別に最適な量、質及び配置について定性的に分析し、これに基づく施設類型別の方向性を明確化したものを実施方針として盛り込みます。

各施設における実施方針は次表の通りとします。

■実施方針の類型

方向性	行動計画	説明
存続	現状維持	現状のまま維持
	大規模改修	長寿命化等のため、建物を全面的に改修
	一部改修	長寿命化等のため、建物の一部を改修
	多機能化	分類の違う別の目的の施設の機能を取り入れる
	集約化	同じ目的の複数の施設を一つに集約
	広域化	他自治体と施設を共用し、コストを分担
	更新	老朽化等のため建物を更新
廃止	民間移譲	民間事業者等へ譲渡（売却、貸与等）
	転用	施設機能を廃止し、他用途へ転用
	地域移管	利用が地域に限定されている場合、地域へ移管
	除却（廃止）	施設を解体・除却し、機能も廃止

④施設類型ごとの実施方針の作成

今後の財政推計を加味しつつ、施設カルテ等を活用し、避難所指定や利用状況を把握したうえで、具体・定量的な方向性を明示して個別施設計画を策定します。

また、策定にあたっては施設類型区分の大分類・中分類に概ね従うものとし、定期点検サイクル等を考慮したうえで、少なくとも5年以上の期間を持つ計画とします。

なお、既存の長寿命化計画等の施設計画がある場合は、施設類型区分によらず別途個別施設計画として位置づけするものとします。

記載する内容については、各施設の利用状況、老朽化の状況、域内の配置状況などの現状を把握し、施設用途に応じて方向性（統廃合を含めた保有の見直しを行うのか、または長寿命化を図るのか）を示すとともに、当該施設に関する実施計画（工事の内容や工事費用なども含む）として、国の各所管省庁の指針に基づき、より具体的な方針を示し優先順位の考え方を明確にするものとします。

■個別施設計画の記載内容

区分	項目・内容
施設の概要及び現状	利用状況や維持管理・更新等に係る取組状況 役割、機能、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項 点検・診断による個別施設の評価（劣化・損傷の状況等）
措置対策	次回の点検・診断の方法や改修・更新等の整備方針や実施時期及び内容及び対策の優先順位に関する基本的な考え方
コスト見通し	計画期間内に要する対策費用の概算見込

2. 公共建築物の管理に関する基本方針と各施設の方向性

個別施設計画における方針は個別に策定した個別施設計画や長寿命化計画に基づくものとなっています。方向性の記載は各個別施設計画から本計画期間内に予定・想定される対応となります。

なお、施設の方向性は各個別施設計画と整合し、令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までの方向性となります。

（1）町民文化系施設

町民文化系施設は、施設総数 30 施設、総延床面積が 11,806 m²となっています。国際交流会館、公民館、豊明館、コミュニティプラザは直営で、その他の施設は指定管理者制度で管理運営しています。

老朽化の状況は、延床面積合計の 63.7%が築 30 年以上を経過しており、全 30 施設のうち、老朽化率が 100%を超え、かつ築 30 年以上経過している施設は全体の 40.0%という状況となっています。

今後の各施設の方向性は以下の通りです。

○国際交流会館

国際交流会館については、建物の破損等は生じておりませんが、国際交流ホールで使用する音響設備が経年劣化により故障していたため、令和 3（2021）年度に新設交換を行いました。そのほか、設備の劣化が見られるため安全性確保の上で、改修等を行います。

令和 5（2023）年度からは、国際交流ホール及び談話ホールの天井照明器具の LED 更新工事を実施します。さらに、建物の外壁や窓の改修工事やトイレの洋式化工事の実施に向けて計画を進めていきます。

○公民館

公民館については、建物の耐震工事のほか、2 階照明器具の LED 化や建物外壁の塗装工事の実施を今後検討していきます。

○農村環境改善センター 豊明館

施設利用者の利便性を確保のために、照明の LED 化など設備の向上を実施します。また、令和 5（2023）年度から、事務室排煙窓及びボイラー室外部扉工事（修繕）等を実施しています。

○コミュニティプラザ

今後は老朽化が進行し、建物や設備の損傷や劣化の発生・進行が予測されるため、LED 化工事や屋根の葺き替え工事、外壁の張替工事などを計画的に実施しながら施設の長寿命化を図っていきます。

○担い手センター、集会所、文化センター、ふれあいセンター

施設の多くが地域住民のコミュニティ活動の推進及び地域の防災活動等の拠点となっており、地域住民の利用需要が見込まれることから施設を存続します。今後は施設の老朽化が進行し、建物や設備の損傷や劣化の発生・進行が予測されるため、計画的な点検を実施の上、改修や修繕を実施し、施設の長寿命化を図っていきます。

このうち、廻堰、西中野、間山、松倉、中野地区の 5 文化センターについては建設から 50 年近く

経過しているため、施設の老朽化による建物や設備の損傷・劣化が懸念されます。特に、廻堰文化センターは、施設の老朽化が著しいため、新たに建替えを行います（実施設計は令和 5（2023）年度）。同敷地内に建設予定のため、解体と建設工事を令和 6（2024）年度以降に実施します。

駅東町町営住宅集会所については、施設の老朽化が進行し、建物や設備の損傷や劣化の発生・進行が予測されることから、駅東団地の建替えと共に集会所の建替えを実施します。

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	国際交流会館	平成 3 年度（1991）	一部改修
2	町立中央公民館	昭和 49 年度（1974）	一部改修
3	農村環境改善センター 豊明館	昭和 57 年度（1982）	一部改修
4	コミュニティプラザ	平成 10 年度（1998）	現状維持
5	妙堂崎担い手センター	昭和 54 年度（1979）	現状維持
6	前中野集落農事集会所	昭和 61 年度（1986）	現状維持
7	共栄文化センター	不明	現状維持
8	廻堰文化センター	昭和 46 年度（1971）	更新
9	尾原文化センター	昭和 53 年度（1978）	現状維持
10	田の尻文化センター	昭和 50 年度（1975）	現状維持
11	西中野文化センター	昭和 47 年度（1972）	現状維持
12	木筒文化センター	平成 2 年度（1990）	現状維持
13	間山文化センター	昭和 40 年度（1965）	現状維持
14	野木ふれあいセンター	平成 22 年度（2010）	現状維持
15	強巻文化センター	昭和 53 年度（1978）	現状維持
16	大巻ふれあいセンター	平成 11 年度（1999）	現状維持
17	亀田新田子ふれあいセンター	平成 13 年度（2001）	現状維持
18	瀬良沢ふれあいセンター	平成 10 年度（1998）	現状維持
19	松倉文化センター	昭和 45 年度（1970）	現状維持
20	横菟ふれあいセンター	平成 15 年度（2003）	現状維持
21	沖ふれあいセンター	平成 29 年度（2017）	現状維持
22	山道文化センター	平成 7 年度（1995）	現状維持
23	中野文化センター	昭和 40 年度（1965）	現状維持
24	境・胡桃館ふれあいセンター	平成 17 年度（2005）	現状維持
25	鶴泊ふれあいセンター	平成 19 年度（2007）	現状維持
26	あやめふれあいセンター	平成 5 年度（1993）	現状維持
27	大性ふれあいセンター	平成 14 年度（2002）	現状維持
28	駅東町営住宅集会所	昭和 50 年度（1975）	更新
29	鶴寿団地集会所	昭和 53 年度（1978）	現状維持
30	みどり町集会所	平成 9 年度（1997）	現状維持

◇今後予定される事業

- 国際交流会館天井照明器具 LED 更新事業
- 国際交流会館トイレ洋式化改修事業
- 国際交流会館屋根及び外壁改修事業
- 公民館整備事業
- 農村環境改善センター改修事業
- コミュニティプラザ屋根及び外壁、照明器具改修事業
- 文化センター建設・整備事業
- 廻堰文化センター建設事業
- ふれあいセンター建設・整備事業

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設は、施設総数 2 施設、総延床面積が 2,315 ㎡となっています。鶴の里ふるさと館は、平成 7 (1995) 年度に古民家 (移築当時築 120 年) を移築した施設です。また、歴史文化伝承館は、廃校となった旧水元小学校 (昭和 9 (1934) 年築造) を改修した施設で、町の文化財に指定されています。いずれも展示・体験施設として活用されており、管理運営は直営となっています。

移築・改修は行ったものの、いずれの施設も老朽化が深刻な問題となっているため大規模改修が必要ですが、多額の費用を要するため、細かな修繕を継続的に実施することで現状を維持しています。

社会教育系施設は、元々老朽化が著しい施設を移築・改修した建物であるため、老朽化による損傷や劣化が生じやすい施設です。しかし、町指定文化財や資料館としての機能も有していることから、現状を維持し施設を保存していかなければなりません。

鶴の里ふるさと館については、茅葺屋根が劣化しているため、吹替作業が必要ですが、専門の職人や資材の確保等、多額の経費を要するため、当面の間は緊急に必要な箇所の修繕等を実施することで施設の長寿命化を図っていきます。

また、歴史文化伝承館についても、建設後 80 年以上経過しているため、老朽化による損傷や劣化の発生を想定し、計画的な点検、修繕等を実施することで施設の長寿命化を図っていきます。

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	鶴の里ふるさと館	平成 6 年度 (1994)	現状維持
2	歴史文化伝承館	平成 20 年度 (2008)	現状維持



(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設は、施設総数が 5 施設、総延床面積が 3,241 m²となっています。これらの施設は直営で管理運営しています。

地域住民の体力向上と健康増進を図る施設として、スポーツ教室や大会等で幅広く利用されており、非常に利用需要が高い施設です。しかし、5 施設全てが建設後 30 年以上経過していることから、老朽化による建物や設備の損傷・劣化が生じています。特に、体育センターや B&G 海洋センタープール、艇庫については、屋根や床面等にひび割れや腐食、歪みが生じています。そのため、利用状況を考慮しながらしっかりと優先順位を決定し、改修、修繕等を行っていく必要があります。

体育センター、武徳館、B&G 海洋センターは利用需要が高いため存続します。ただし、老朽化が進行し、建物や設備の損傷・劣化が著しいため、計画的な改修や修繕を実施し、施設の長寿命化を図っていきます。

富士見スキー場については、令和 3 (2021) 年度内に用途廃止が決定し、令和 4 (2022) 年度には、リフト塔、照明塔及び埋設電線が撤去され現在は管理棟のみ残っています。スキー場としての利用はできないものの、現在残っている管理棟については撤去も含めた活用法について今後検討していきます。

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	体育センター	昭和 57 年度 (1982)	大規模改修
2	武徳館	昭和 57 年度 (1982)	一部改修
3	B&G 海洋センタープール 艇庫	昭和 58 年度 (1983)	現状維持
4	B&G 海洋センター 事務室、更衣室	昭和 59 年度 (1984)	現状維持
5	富士見スキー場	昭和 61 年度 (1986)	廃止

◇今後予定される事業

- 体育センター改修事業
- 武徳館改修事業

(4) 産業系施設

産業系施設は、施設総数6施設、総延床面積が3,597㎡となっています。土壌診断室は直営で管理しています。その他の施設については、道の駅つるた「鶴の里あるじゃ」敷地内の施設であり、(株)鶴の里振興公社が指定管理者として管理運営を行っています。

なお、これまで農産物の加工施設として使用していた農産物加工センターは稼働を停止しています。

今後の各施設の方向性は以下の通りです。

○道の駅つるた「鶴の里あるじゃ」、大豆・米加工施設、農産加工施設、農産物直売所

農産物の直売や農産物加工品の製造・販売、観光案内等を行える町の農業と観光産業の中核的な拠点として重要な施設であるため存続します。現状では大きな損傷等はありませんが、今後は建物や設備の損傷や劣化が新たに生じることが予測されるため、計画的な点検を実施の上、必要に応じて修繕等を実施し、施設の長寿命化を図ります。

○土壌診断室、農産物加工センター

土壌診断室は、今後も利用需要があるため施設を存続します。農産物加工センターについては、令和元(2019)年8月に道の駅つるた敷地内に農産加工施設が新設されたため、現在は施設の稼働を停止しています。今後、他の利活用方法が見つからない場合は、除却(解体)も視野に検討を進めます。

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	土壌診断室	昭和58年度(1983)	現状維持
2	道の駅つるた「鶴の里あるじゃ」	平成12年度(2000)	一部改修
3	大豆・米加工施設	平成12年度(2000)	一部改修
4	農産物直売所	平成29年度(2017)	現状維持
5	農産物加工センター	平成3年度(1991)	現状維持
6	農産加工施設	令和元年度(2019)	現状維持



(5) 学校教育系施設

本町には、小学校1校、中学校1校、学校給食センター施設の合計2校・1施設の学校施設があります。小学校全体の延床面積は8,698㎡、中学校全体は8,730㎡となり、小・中学校合わせた延床面積は、17,428㎡、学校給食センターを含めた延床面積は18,805㎡になります。

統合した鶴田小学校については、鶴田小学校敷地及び隣接地を取得のうえ建設し、給食センターも建替え併設しました。

鶴田中学校については、目標使用年数（80年）まで使用するには、適切な時期に改修を行う必要があります。安全性や機能の維持向上を図り、建物の機能回復を図るための大規模な改修については、目標使用年数を踏まえると、建設後20年を経過する時期に1回目、60年を経過するときに2回目の大規模な改修を行うことが必要です。令和5（2023）年度には中央棟と北棟の外壁改修工事を実施し、令和6（2024）年度以降には中央棟等の外壁改修工事を予定しています。

また、給食センターには防災機能を持たせ、災害への対策を強化しています。維持管理の手法については、これまでの対症療法型管理から予防保全型の維持管理に改め、中長期的なコストの縮減及び財務負担の平準化を目指します。

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	鶴田小学校（統合小学校）	令和2年度（2020）	現状維持
2	鶴田中学校	昭和46年度（1971）	大規模改修
3	学校給食センター	令和元年度（2019）	予防保全

◇今後予定される事業

- 鶴田小学校(統合小学校)建設事業(西側駐車場合む)
- 鶴田中学校改修事業(トイレ改修事業含む)

(6) 保健・福祉系施設

保健・福祉系施設は、健康運動教室や各種健診、地域の高齢者の介護予防事業など、町民の健康と福祉の増進を図る施設として利用されています。

保健・福祉系施設は、施設総数 3 施設、総延床面積が 4,140 m²となっています。延床面積合計の 8.2%が築 40 年以上を経過しており、生きがいセンターは直営で、保健福祉センター「鶴遊館」、介護実習ハウスは指定管理者制度により管理運営を行っています。

全 3 施設のうち、老朽化率が 100%を超え、かつ築 30 年以上経過している施設は、生きがいセンターと介護実習ハウスになっています。

生きがいセンターについては、施設の老朽化が進行しており、今後も建物や設備の損傷や劣化の発生・進行が予測されるため、計画的な点検、修繕等を実施し、施設の長寿命化を図ります。

保健福祉センター「鶴遊館」は建設後 20 年以上経過しており、今後は施設の老朽化や耐用年数の経過による建物や設備の損傷や劣化の発生・進行が予測されるため、空調設備の更新工事や建物内照明の LED 化工事、高齢者用温泉設備の改修工事等を実施し、施設の長寿命化を図っていきます。

介護実習ハウスについても、建物や設備の損傷や劣化が生じているため、今後も計画的な点検、修繕を実施し、施設の長寿命化を図っていきます。

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	生きがいセンター	昭和 54 年度 (1979)	現状維持
2	保健福祉センター「鶴遊館」	平成 10 年度 (1998)	一部改修
3	介護実習ハウス	平成 13 年度 (2001)	現状維持

◇今後予定される事業

○保健福祉センター「鶴遊館」改修事業

(7) 行政系施設

行政系施設のうち、役場庁舎は本町の行政機能の中核を担う施設となっており、災害発生時には災害対策の拠点となる施設として重要な役割を担っています。また、防雪センターは、冬期間の除雪車両と役場公用車の車庫として利用しています。

水防倉庫及び消防屯所は、災害現場での消火活動をはじめ、地震や水害等の災害発生時の救助・救出など地域の防災力として重要な役割を果たす水防団や各地区の消防団の活動拠点となる必要不可欠な施設です。平常時は主に消防車両の車庫や倉庫として使用されています。

行政系施設は、防災・災害対策の拠点となる施設であることから、長寿命化を前提とした、予防保全を進めます。

役場庁舎については、建設後 30 年以上経過しているため、老朽化による建物内窓の故障のほか、屋根及び外壁、照明器具の経年劣化による故障が生じています。令和 5（2023）年度から庁舎天井照明器具の LED 更新工事やトイレの洋式化工事を実施するほか、屋根及び外壁、窓の改修工事の実施に向けて計画を進めていきます。

防雪センターについては、令和 6（2024）年度以降、屋上防水シートの張替工事やオーバースライダーの修繕工事を実施していきます。

消防屯所については、廻堰、田の尻、亀田の 3 施設において、令和 5（2023）年度に下水道接続及びトイレ洋式化工事を実施します。

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	鶴田町役場	平成 3 年度（1991）	一部改修
2	防雪センター	平成元年度（1989）	現状維持
3	鶴田町水防団本部兼水防倉庫	昭和 23 年度（1948）	現状維持
4	本町分団消防屯所	昭和 30 年度（1955）	現状維持
5	妙堂崎分団消防屯所	平成 13 年度（2001）	一部改修
6	廻堰分団消防屯所	昭和 34 年度（1959）	一部改修
7	野木分団消防屯所	平成 4 年度（1992）	現状維持
8	木筒分団消防屯所	昭和 61 年度（1986）	現状維持
9	田の尻分団消防屯所	昭和 63 年度（1988）	現状維持
10	大巻分団消防屯所	昭和 26 年度（1951）	一部改修
11	亀田分団消防屯所	昭和 55 年度（1980）	現状維持
12	瀬良沢分団消防屯所	昭和 63 年度（1988）	現状維持
13	横菟松倉分団消防屯所	平成 2 年度（1990）	一部改修
14	沖分団消防屯所	昭和 52 年度（1977）	現状維持
15	山道中野分団消防屯所	昭和 61 年度（1986）	現状維持
16	胡桃館境分団消防屯所	平成 2 年度（1990）	現状維持
17	菖蒲川鶴泊分団消防屯所	平成 4 年度（1992）	現状維持
18	大性分団消防屯所	昭和 55 年度（1980）	現状維持

◇今後予定される事業

- 庁舎天井照明器具 LED 更新事業
- 防雪センター修繕事業
- 庁舎トイレ洋式化改修事業
- 消防屯所改修及び建替事業(消防屯所を含む)
- 庁舎屋根及び外壁、窓改修事業
- 消防屯所トイレ洋式化改修事業

(8) 公営住宅

本町には令和 4 (2022) 年末現在で、4 団地、114 棟、261 戸の町営住宅があります。4 団地すべてが、平野部に立地しており、駅東団地、鶴寿団地は水田と隣接しており、みどり団地、みどり第 2 団地は、戸建住宅地に混在して立地しています。

このうち、昭和 40 (1965) 年代に建築された住宅が 80 戸あり老朽化が著しくなっています。

それぞれの団地における方向性は以下の通りとなります。

○駅東団地

耐用年数を 20 年以上過ぎた、約 50 年の築年数の長屋団地です。劣化が著しく、新規の居住の応募を停止している状況のため、建替えを実施することとします。

建替えにあたっては、現在の敷地及び隣接する町有地を含め検討し、将来的には鶴寿団地の用途廃止に伴う戸数の減を受け入れるような計画とします。

○鶴寿団地

耐用年数を 10 年以上過ぎた団地です。設備も古く希望者も減っていますが、駅東団地の建替事業が完了するまでは維持すべき団地のため、耐用年数を過ぎ劣化した箇所について、長寿命化改善を行いながら維持管理を実施します。

長期的には、駅東団地との統合を検討し、空き戸及び空き住棟の整理を行いながら、棟ごとに順次用途廃止を計画します。

○みどり団地・みどり第 2 団地

みどり団地は約 33 年、みどり第 2 団地は約 25 年の築年数となっている戸建型の住宅です。築年数は経過していますが、募集に対する応募が良く、需要が高いため、機能の改善や長寿命化に向けた改修を行い、長期間の利用を行う計画とします。

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	駅東団地	昭和 46 年度 (1971)	更新 (建替)
2	鶴寿団地	昭和 52 年度 (1977)	現状維持 (予防保全)
3	みどり団地	昭和 61 年度 (1986)	現状維持 (予防保全・改修)
4	みどり第 2 団地	平成 5 年度 (1993)	現状維持 (予防保全)

※各団地の取得年度は最も築年数が古い年度を記載しています。

◇今後予定される事業

- 駅東団地整備事業
- 鶴寿団地整備事業
- みどり団地改修事業

(9) 公園施設

公園施設は、施設総数3施設、総延床面積は2,053㎡となっています。公園施設は主に直営管理ですが、鶴の舞橋観光施設のみ指定管理者制度で管理運営しています。

公園施設は、町の観光施設である富士見湖パークや丹頂鶴自然公園、鶴寿公園内の建物です。観光客が利用するトイレのほか、丹頂鶴の飼育場や保護室などがあります。令和2(2020)年3月には、屋内フードコートやお土産品販売スペースを備えた鶴の舞橋観光施設が富士見湖パーク内に新設されました。

老朽化の状況は、鶴寿公園のトイレと富士見湖パークの管理棟が、老朽化率が100%を超え、かつ築30年以上経過しています。

施設を利用する観光客や町民にとって必要な施設であるため存続します。今後は施設の老朽化が進行し、建物や設備の損傷や劣化が生じることが予測されるため、計画的な点検を実施の上、必要に応じて修繕等を行いながら施設の長寿命化を図っていきます。

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	鶴寿公園	昭和58年度(1982)	現状維持
2	富士見湖パーク	平成3年度(1991)	現状維持
3	丹頂鶴自然公園	平成5年度(1993)	現状維持

◇今後予定される事業

- 富士見湖パーク内トイレ改修事業
- 丹頂鶴自然公園トイレ改修事業



(10) 供給処理施設

供給処理施設は不燃物処理場 1 施設で、収集又は持込された不燃ごみを埋立処理する施設です。現状では大きな損傷等はありませんが、建設後 30 年以上経過しているため、老朽化による建物や設備の破損・劣化が懸念されます。また、埋立処理容量の限界が近づいているため早急な整備が必要となっています。

しかし、処理場の新設については、平成 24 (2012) 年度に計画の検討をしたものの、用地選定が困難であったため、計画を断念し、従来埋立処理を行っていたプラスチック類ごみの資源化を外部委託することなどにより、埋立処理容量の減量化を図っています。

現在、処理場の埋立期間を令和 11 (2029) 年度まで延長していますが、将来的には、処分場の逼迫が予想されることから、今後更に処分場の延命化を図ることが課題となっています。

しかし、処理場の新設については、現段階では実現が困難な状況であるため、用地選定等、施設の新設に向けた検討を引き続き行っていきながら、現在の施設での不燃ごみの処理を行っていきます。

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	不燃物処理場	平成元年度 (1989)	現状維持

(11) その他施設

その他施設は施設総数 13 施設、総延床面積が 16,317 ㎡となっており、延床面積合計の 71.1%が築 30 年以上を経過しています。また、老朽化率が 100%を超え、かつ築 30 年以上経過している施設は全体の 69.2%となっています。

火葬場は町にとって必要不可欠な公共施設ですが、建設から 50 年が経過しているため、施設の老朽化による建物や設備の損傷や劣化が生じています。

旧ききょう児童館、旧あやめ児童館、旧妙堂崎小学校については、用途廃止後に普通財産として民間事業者に貸付しています。その他の施設については、住民の集会の場として地域の町内会へ貸付を行っているほか、倉庫として利用されています。令和 2 (2020) 年 3 月末で廃校となった施設は同年 4 月から普通財産として管理しており、売却や除却、その他の利活用方法を検討しています。

今後の各施設の方向性は以下の通りです。

○火葬場

火葬場は町にとって必要不可欠な公共施設であり、高齢化社会の進展による今後の利用需要の変化に対応した持続可能な町民サービスを提供しなければなりません。今後は施設の老朽化による建物や設備の損傷や劣化の発生・進行が予測されるため、計画的な点検を実施の上、改修や修繕を実施し、施設の長寿命化を図っていきます。具体的には、令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度にかけて火葬炉の燃焼炉や台車等の設備や煙突の改修工事を実施していきます。

○旧山道老人憩いの家、亀田集会所

住民の集会の場として地域の町内会が利用しています。今後は施設の老朽化による建物や設備の損傷や劣化の発生・進行が予測されるため、計画的な点検を実施の上、必要に応じて修繕等を実施し、施設の長寿命化を図っていきます。特に、旧山道老人憩いの家については、大規模改修を実施しなければ機能維持が困難と判断された場合は、利用団体と協議のうえ、廃止（解体）も視野に今後の方針を検討します。

○旧ききょう児童館、旧あやめ児童館、旧妙堂崎小学校

今後も利用が見込まれる限りは施設を存続することとします。今後は施設の老朽化による建物や設備の損傷や劣化の発生・進行が予測されるため、計画的な点検を実施の上、必要に応じて修繕等を実施し、施設の長寿命化を進めます。特に建物については、大規模改修を実施しなければ機能維持が困難と判断された場合は、利用者と協議の上、廃止（解体）も視野に今後の方針を検討します。

○町民福祉センター、生活環境保全林施設、旧農業共済組合事務所

町民福祉センター及び生活環境保全林施設、旧農業共済組合事務所は、現在利用が廃止となり、倉庫としての利用が継続しています。

今後は施設の老朽化による建物や設備の損傷や劣化の発生・進行が予測されるため、計画的な点検を実施の上、必要に応じて修繕等を実施し、施設の長寿命化を図っていきます。特に、旧農業共済組合事務所については、大規模改修を実施しなければ機能維持が困難と判断された場合は、利用団体と協議の上、廃止（解体）も視野に今後の方針を検討します。

○旧梅沢小学校、旧菖蒲川小学校、旧富士見小学校、旧水元中央小学校

廃校施設については、災害時の避難施設機能にも配慮しながら、鶴田小学校の供用開始から5年以内の売却または除却（解体）または用途転用に向けて検討しています。

現段階では、旧梅沢小学校、旧胡桃館小学校、菖蒲川小学校、旧富士見小学校を売却し、旧水元中央小学校は地域の活性化に資するため、新たな事業の創出を支援し、地域産業並びにコミュニティ活動の育成及び振興するための「鶴田町地域活性化支援センター」として活用する方針です。

○旧胡桃館小学校

令和3（2021）年8月16日付で町内の民間事業者へ売却しました。

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	火葬場	昭和47年度（1972）	一部改修
2	旧山道老人憩いの家	昭和46年度（1971）	現状維持
3	町民福祉センター	平成4年度（1992）	現状維持
4	旧ききょう児童館	昭和44年度（1969）	現状維持
5	旧あやめ児童館	昭和45年度（1970）	現状維持
6	亀田集会所	不明	現状維持
7	生活環境保全林施設	平成7年度（1995）	現状維持
8	旧妙堂崎小学校	昭和30年度（1955）	現状維持
9	旧農業共済組合事務所	不明	現状維持
10	旧梅沢小学校	昭和36年度（1961）	民間移譲・除却
11	旧菖蒲川小学校	昭和55年度（1980）	民間移譲
12	旧富士見小学校	昭和60年度（1985）	民間移譲
13	旧水元中央小学校	平成15年度（2003）	転用

◇今後予定される事業

○火葬場施設整備事業

3. インフラ系施設の管理に関する基本方針

道路、橋梁等については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めていきます。その他施設については、鶴田町総合計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

(1) 道路・小規模構造物

町道については、より一層の改良率の向上に努めるとともに、幹線道路や橋りょう、生活関連道路の整備を重点的に促進します。特に住民の生活を支え続けてきた多くの道路や橋りょうなどの老朽化が進行しており、近い将来に更新などに要する費用が膨大になることから、老朽化する道路及び橋りょうの長寿命化に向けた適正な維持管理を実施し、住民の安全・安心の確保を図ることとしています。

農林道については、当該区域の基幹産業の振興上重要であることから、県事業への負担金とともに、補助事業の導入により改良・舗装率の向上、農林業経営の合理化と生産性の向上を図るとともに、これら幹線道路と有機的に連結させる道路整備を促進します。

今後重点的に補修等が必要な路線は以下の通りです。

路線番号	路線名	舗装点検要領における道路区分	補修延長(m)	H26診断区分	目視による診断	措置内容	措置実施時期	事業費(千円)
15	小泉1号線	C	822	I	B	切削OL	平成30～令和4年度	40,000
16	鶴田六郷線	C	2465	I	B	切削OL	平成30～令和4年度	132,500
18	鶴田1号線	C	1381	II	C	切削OL	平成30～令和4年度	77,500
55	亀田大巻線	C	1441	III	C	打ち換え	平成30～令和4年度	60,000
328	大巻7号線	D	458		C	OL	平成30～令和4年度	10,600
369	早瀬4号線	D	161		C	打ち換え	平成30年度	7,500
501	妙堂崎・鶴田線	C	4773	II	B	OL	平成30～令和4年度	125,000
602	廻堰11号線	C	1613		B	切削OL	平成31～令和4年度	56,600
13	早瀬2号線	C	181	II	B	路盤再生	平成31～令和4年度	4,100
10	鶴田・大巻線	C	3067	II	C	打ち換え	令和2～4年度	32,400
17	鶴田・鶴伯線	C	1628	I	B	OL	令和2～4年度	51,300
70	津軽富士見湖線	C	1132	II	C	打ち換え	令和2～4年度	54,000

※ 舗装の個別施設計画より抜粋

◇今後予定される事業

- 地方道路長寿命化事業
- 町道改良事業(未舗装)

- 防雪柵設置

(2) 橋梁

「鶴田町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、平成 26（2014）年 7 月に改正された道路法施行規則に基づく定期的な近接目視点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。

橋梁点検結果を基に、損傷に対する劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避します。

従来の『事後保全的な対応』（損傷が大きくなってから行う修繕）から、『予防的な対応』（損傷が小さなうちから計画的に行う修繕）に転換し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

修繕時期は、『損傷の著しい橋梁』、『第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁』、『避難場所へのアクセス路線』、『重要路線』などについて、優先的に修繕を実施します。

さらに、橋梁の主要部材における損傷状況や供用年数などに応じて、総合的に判断した上で決定します。

「鶴田町橋梁長寿命化修繕計画」にある基本方針は以下の通りです。

- ・ 市民の安全安心な生活を確保するため、健全な道路ネットワークを維持します。
- ・ これまでの維持管理の常識から転換します。
- ・ 社会資本の維持管理コストの大幅削減を実現します。

今後長寿命化対策が必要な橋梁は以下の通りです。

橋梁番号	橋梁名	道路種別	路線名	橋長(m)	架設年度	供用年数	最新点検年次	国文省判定区分	対策の内容・時期(年度)											備考	
									2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033			
100601	中野1号橋	町道	鶴田・中野線	2.6	1966年	56年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検				
100901	新田子1号橋	町道	亀田・強巻線	6.5	1988年	36年	2021年(第1回)	II	上部工補修 橋梁付属物工補修		定期点検	橋梁工補修 橋梁付属物工補修					定期点検				
100902	新田子2号橋	町道	亀田・強巻線	2.4	1939年	83年	2021年(第1回)	II			定期点検						定期点検				
101001	鶴田1号橋	町道	鶴田・大巻線	3.6	1939年	83年	2021年(第1回)	I			定期点検			上部工補修 橋梁付属物工補修			定期点検				
101401	駅東団地1号橋	町道	駅東・生松線	9.5	1964年	58年	2021年(第1回)	III			定期点検	下部工補修 橋梁付属物工補修					定期点検		橋梁工補修 橋梁付属物工補修		
101601	鶴田4号橋	町道	鶴田・六郷線	10.4	1970年	52年	2021年(第2回)	I			定期点検	上部工補修 下部工補修 橋梁付属物工補修					定期点検				
102001	関山3号橋	町道	期堰・関山1号線	3.6	1966年	56年	2021年(第1回)	II			定期点検						定期点検				
102301	中沖橋	町道	鶴田・沖線	20.9	1995年	27年	2021年(第2回)	I			定期点検						定期点検				
102401	むつ鶴田1号橋	町道	鶴田・山道線	8.2	1966年	56年	2021年(第1回)	I			定期点検					橋梁工補修 橋梁付属物工補修	定期点検				
205501	新田子3号橋	町道	亀田・大巻線	2.4	1939年	83年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検				
205601	鶴田7号橋	町道	鶴田・亀田線	9.5	1970年	52年	2021年(第1回)	II			定期点検						定期点検				
206101	鶴田8号橋	町道	沖津5号線	3.1	1986年	36年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検				
206601	期堰1号橋	町道	期堰・田の尻線	3.9	1975年	47年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検				
206602	期堰2号橋	町道	期堰・田野尻線	6.4	1964年	58年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検		橋梁工補修 橋梁付属物工補修		
206603	田の尻2号橋	町道	期堰・田野尻線	5.4	1964年	58年	2021年(第1回)	I			定期点検			橋梁工補修 橋梁付属物工補修			定期点検				
214301	山道1号橋	町道	山道・松倉線	20.9	1989年	33年	2021年(第2回)	I			定期点検	上部工補修	橋梁付属物工補修				定期点検				
215601	胡株館2号橋	町道	胡株館3号線	20.9	1989年	33年	2021年(第2回)	I			定期点検			上部工補修	橋梁付属物工補修		定期点検				
310901	瀬良沢6号橋	町道	瀬良沢9号線	3.2	1966年	56年	2021年(第1回)	I			定期点検	上部工補修 橋梁工補修					定期点検				
313201	沖1号橋	町道	沖・松倉9号線	4.0	1963年	59年	2021年(第1回)	II			定期点検						定期点検				
313301	小泉1号橋	町道	山道1号線	4.0	1950年	72年	2021年(第1回)	III		上部工補修	定期点検						定期点検				
313601	小泉2号橋	町道	山道4号線	2.5	1986年	36年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検				

橋梁番号	橋梁名	道路種別	路線名	橋長(m)	架設年度	供用年数	最新点検年次	国交省判定区分	対策の内容・時期(年度)										備考			
									2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033				
316802	境3号橋	町道	境-鶴田線	8.4	1970年	52年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検					
330601	亀田1号橋	町道	新田子-亀田線	8.6	1970年	52年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検					
330701	新田子4号橋	町道	亀田1号線	8.8	1963年	59年	2021年(第1回)	II			定期点検	上部工補修 橋梁工補修					定期点検					
331101	亀田2号橋	町道	亀田3号線	2.0	1939年	83年	2021年(第1回)	II			定期点検						定期点検					
333601	強巻3号橋	町道	相原4号線	3.3	1963年	59年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検					
334101	鶴田9号橋	町道	車/尾住宅2号線	2.3	1986年	36年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検					
334301	鶴田10号橋	町道	鹿/尾2号線	2.1	1986年	36年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検					
334901	鶴田11号橋	町道	相原10号線	2.1	1988年	36年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検					
335001	鶴田12号橋	町道	生松1号線	2.1	1939年	83年	2021年(第1回)	I			定期点検	上部工補修 下部工補修 橋梁付属物工補修					定期点検					
338401	鶴田18号橋	町道	駅東2号線	9.5	1970年	52年	2021年(第1回)	II			定期点検						定期点検					
339801	駅東団地2号橋	町道	駅東団地4号線	10.0	1964年	58年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検	橋脚工補修 橋梁付属物工補修				
341401	葛瀬川11号橋	町道	葛瀬川6号線	5.3	1986年	36年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検					
350101	西俣大橋	町道	妙堂崎-鶴田線	15.6	1973年	49年	2021年(第2回)	III	上部工補修 下部工補修 橋梁付属物工補修		定期点検						定期点検					
350401	米山1号橋	町道	妙堂崎3号線	10.4	1964年	58年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検					
350501	妙堂崎3号橋	町道	妙堂崎4号線	4.0	1975年	47年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検					
350502	米山2号橋	町道	妙堂崎4号線	5.3	1975年	47年	2021年(第1回)	I			定期点検	上部工補修 橋梁付属物工補修					定期点検					橋梁付属物工補修
350801	妙堂崎4号橋	町道	妙堂崎7号線	3.7	1975年	47年	2021年(第1回)	II			定期点検						定期点検					
350802	妙堂崎5号橋	町道	妙堂崎7号線	3.9	1975年	47年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検					
350803	妙堂崎6号橋	町道	妙堂崎7号線	11.6	1975年	47年	2021年(第1回)	III	上部工補修 下部工補修 橋梁付属物工補修		定期点検						定期点検					

橋梁番号	橋梁名	道路種別	路線名	橋長(m)	架設年度	供用年数	最新点検年次	国交省判定区分	対策の内容・時期(年度)										備考			
									2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033				
353301	廻堰3号橋	町道	廻堰-小中野1号線	3.9	1975年	47年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検					
353401	廻堰4号橋	町道	廻堰-小中野2号線	3.9	1975年	47年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検					
353501	廻堰5号橋	町道	廻堰2号線	2.3	1986年	36年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検					
353601	廻堰6号橋	町道	廻堰3号線	3.8	1964年	58年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検					
355601	鶴見橋	町道	前中野2号線	9.4	1975年	47年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検	橋脚工補修 橋梁付属物工補修				
357501	長橋	町道	木箱8号線	8.7	1969年	53年	2021年(第2回)	III			定期点検						定期点検					
381201	中泉1号橋	町道	中泉1号線	9.4	1970年	52年	2021年(第1回)	I			定期点検						定期点検					

※鶴田町橋梁長寿命化修繕計画より抜粋

◇今後予定される事業

- 地方道路長寿命化事業
- 橋梁長寿命事業
- 長橋改修事業

(3) 水道

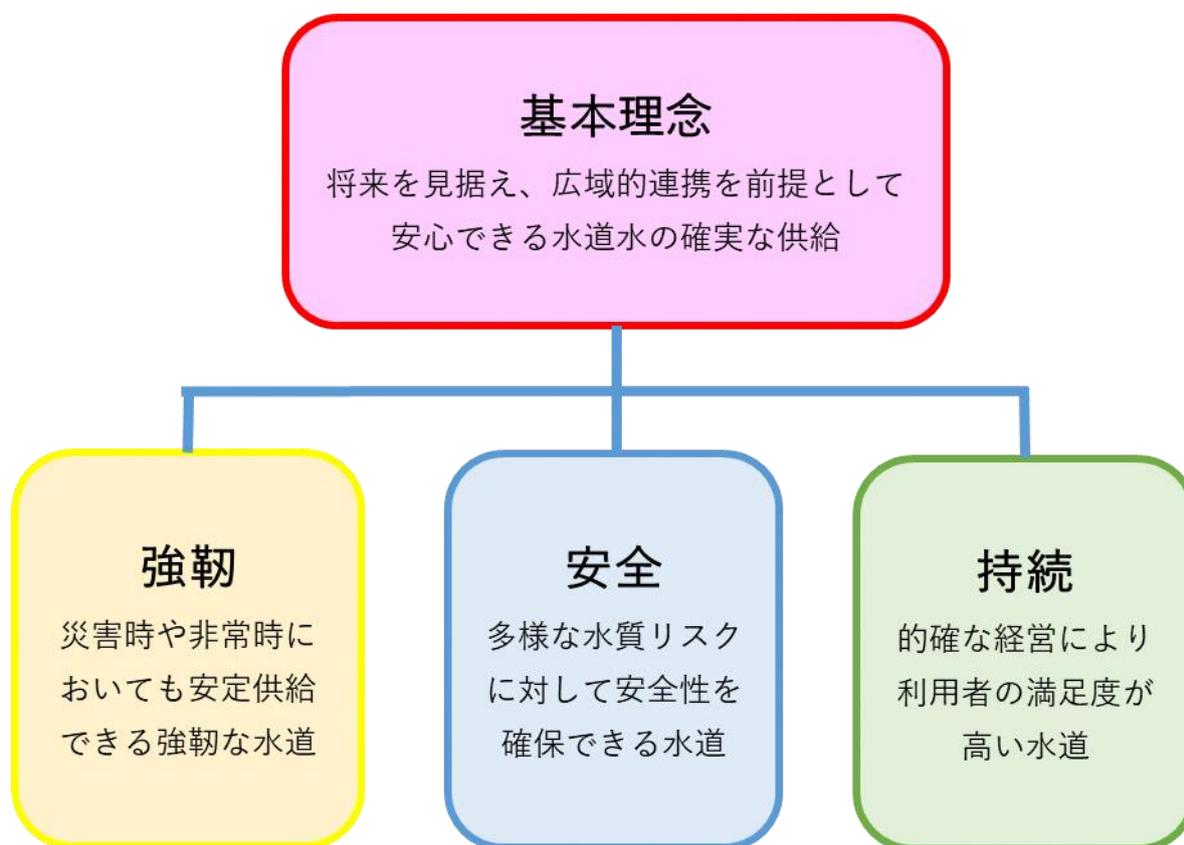
水道は、地域住民の生活や経済・産業に不可欠な「基盤」のひとつであり、ライフラインであります。日常はもとより災害、事故発生時等においても安定的に給水することが求められており、水道システム全体が効率よく機能するよう水源から給水までの施設管理や事前・事後の災害対策を着実に実行する必要があります。

平成 27（2015）年には「鶴田町水道事業ビジョン」を策定し、計画推進しているところです。

この「鶴田町水道事業ビジョン」においては、アセットマネジメントの実施は、現有施設の状況と今後の更新時期の把握、適切な維持管理と補修・修繕等による安定性を確保した施設の長寿命化を図り、支出の削減を進めています。

また、「鶴田町水道事業ビジョン」においては以下の基本目標を設定し、経営を行います。

■鶴田町水道事業ビジョンにおける基本理念と基本目標



※ 鶴田町水道事業ビジョンより抜粋

(4) 下水道・農業集落排水

現在国土交通省においては、下水道においてストックマネジメントを推進しています。ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としています。

本町においては、平成30（2018）年度に策定した「鶴田町下水道ストックマネジメント計画」を策定しています。

農業集落排水の汚水処理場が老朽化し、単純更新するよりも、下水道との接続を行う方が維持管理費、建設費どちらをとっても費用が圧縮されると試算されています。今後これらを推進するにあたっての検討を行います。

◇今後予定される事業

- 水元 2 期地区農業集落排水事業

4. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

【前提条件】

公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果の算定にあたっては、総務省から提示された「令和3（2021）年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3（2021）年1月26日）に基づき、財政効果額を算出しました。

算出期間は本計画期間の令和8（2026）年度を含む令和12（2030）年度までとしています。

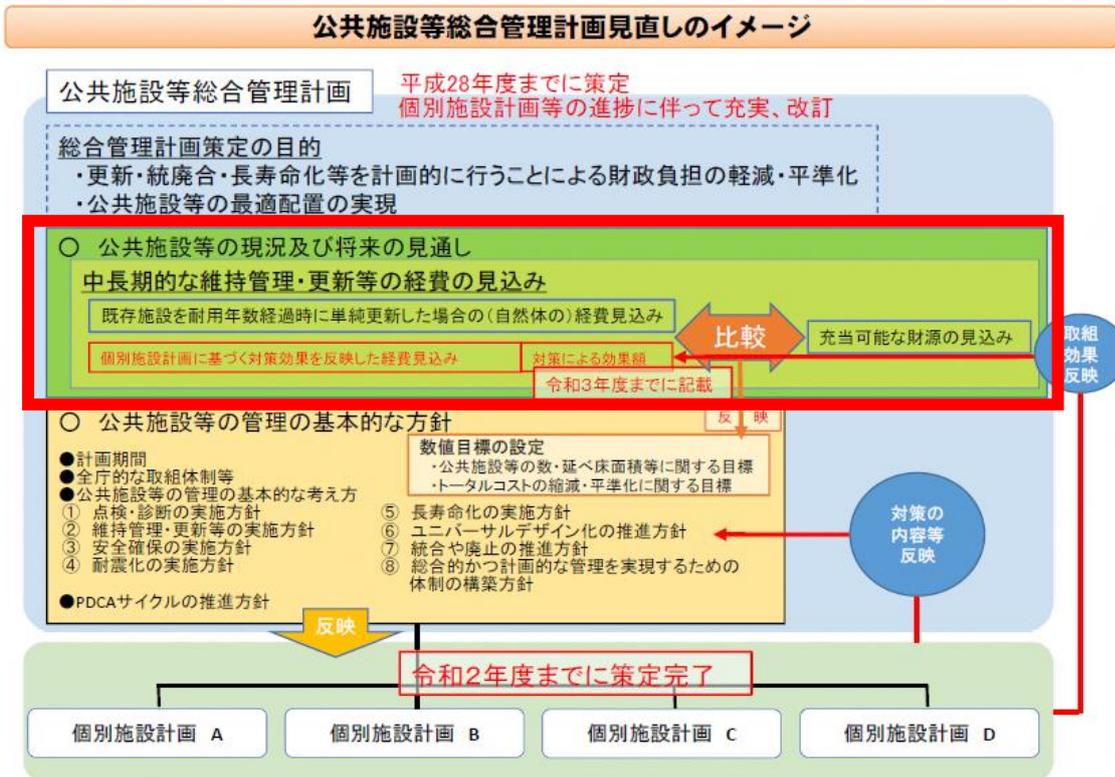
A:単純更新費用：既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）経費見込み

B:個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

C:対策による効果額（財政効果額）

財政効果額 $C = \text{単純更新費用 } A - \text{個別施設計画対策額 } B$

■ 公共施設等総合管理計画見直しのイメージ



※ 総務省 「公共施設等総合管理計画見直しに関すること」より抜粋

(1) 公共施設

「鶴田町公共施設（建物）個別施設計画」で各施設の「今後の方向性」として示した長寿命化の対策内容を実施した場合の概算更新費用のシミュレーションを行っています。

計画期限である令和 8（2026）年度まで 6 年間を含む令和 12（2030）年度までの試算を行いました。今後 10 年で必要となる更新費用の総額は約 98.7 億円（年平均：約 9.9 億円）、維持管理コストと合算すると費用の総額は、約 128.7 億円（年平均：約 12.9 億円）の試算結果となっています。

本計画及び個別施設計画に基づく対策を行なった場合の費用は約 45.5 億円となり、上記と比較すると今後 10 年間で約 83.2 億円の縮減が図れる見込みであることを示しています。

今後、施設の利用状況や老朽化状況に基づき、具体的な対策の優先順位を検討してコストの平準化を図り、町全体として質・量ともに適正な公共施設等の配置を実現することで、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していきます。

■公共施設の財政効果

①耐用年数どおりに更新した場合の費用

（単位：百万円）

分類	更新費用	維持管理費	計
1 町民文化系施設	1,516	223	1,739
2 社会教育系施設	426	12	438
3 スポーツ・レクリエーション系施設	423	98	521
4 産業系施設	742	9	751
5 学校教育系施設	2,214	0	2,214
6 保健・福祉系施設	165	184	349
7 行政系施設	290	212	502
8 公営住宅	1,492	0	1,492
9 公園施設	233	117	350
10 供給処理施設	61	2,056	2,117
11 その他施設	2,308	89	2,397
計	9,870	3,000	12,870

※ 更新費用は令和 2（2020）年度末時点の固定資産台帳より算出

※ 維持管理コストは平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度までの維持管理コスト平均額×10年で算出

②本計画及び個別施設計画に基づく方向性（対策）を行った場合の費用 (単位：百万円)

分類	対策費用	維持管理費	計
1 町民文化系施設	67	223	290
2 社会教育系施設	0	13	13
3 スポーツ・レクリエーション系施設	58	164	222
4 産業系施設	0	10	10
5 学校教育系施設	0	0	0
6 保健・福祉系施設	106	170	276
7 行政系施設	73	237	310
8 公営住宅	810	0	810
9 公園施設	0	123	123
10 供給処理施設	0	2,382	2,382
11 その他施設	17	100	117
計	1,131	3,422	4,553

※ 対策費用及び維持管理費は個別施設計画の推計値にて算出

※ 譲渡、廃止、解体検討、統廃合検討の施設の対策費用は0円で計算

③財政効果額 (②-①) (単位：百万円)

分類	更新費用効果	維持管理費効果	計
1 町民文化系施設	△1,449	0	△1,449
2 社会教育系施設	△426	1	△425
3 スポーツ・レクリエーション系施設	△365	66	△299
4 産業系施設	△742	1	△741
5 学校教育系施設	△2,214	0	△2,214
6 保健・福祉系施設	△59	△15	△74
7 行政系施設	△216	24	△192
8 公営住宅	△682	0	△682
9 公園施設	△233	6	△227
10 供給処理施設	△61	326	265
11 その他施設	△2,291	11	△2,280
計	△8,738	420	△8,318

(2) 道路

「舗装の個別施設計画」では、計画対象となる路線に対する計画期間（～令和4（2022）年度まで）における修繕の概算費用を算出した結果、これまでの事後保全型から予防保全型の管理を行うことによって、毎年度約1億円の費用が必要となる見込みとなっています。

道路については、これまでも補修及び改良を複数回行っており、単純更新費用の算出が困難なため、財政効果額は算定外となります。

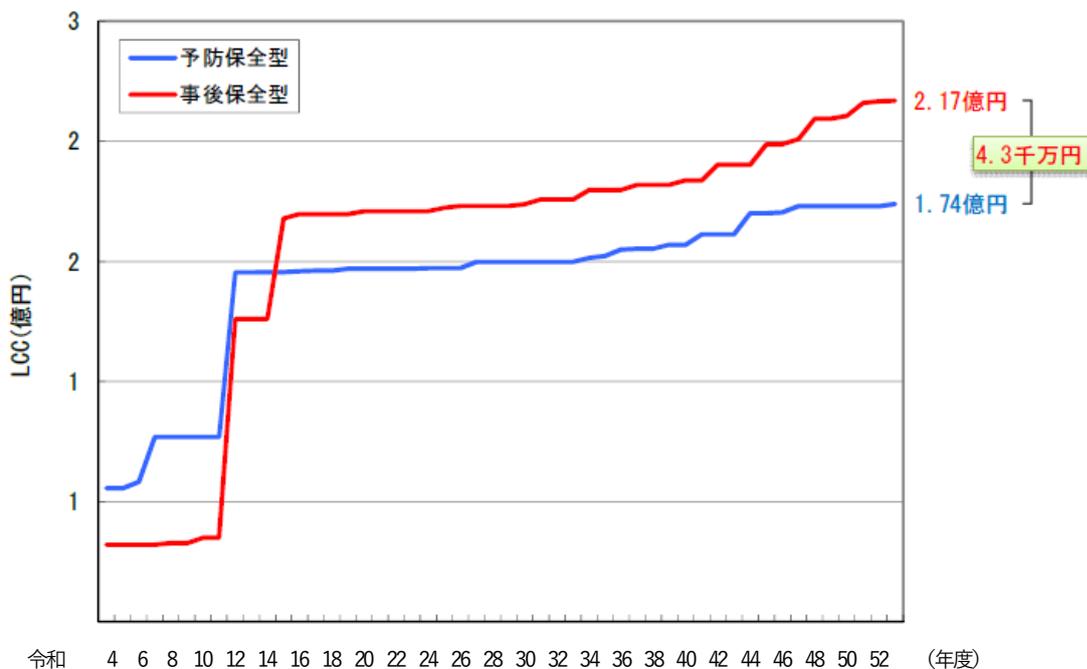
道路の側溝については、「小規模構造物個別施設計画」において、計画対象となる路線に対する計画期間（～令和5（2023）年度まで）における修繕の概算費用を算出した結果、これまでの事後保全型から予防保全型の管理を行うことによって、毎年度約0.2億円の費用が必要となる見込みとなっています。

(3) 橋梁

「鶴田町橋梁長寿命化修繕計画」では、橋梁点検結果を基に、今後50年間の橋の劣化の進み方を予測し、修繕シナリオ別に発生する費用のシミュレーションを実施しました。

予防保全型の維持管理とした効率的な修繕計画を継続的に実施することにより、従来の事後保全型の維持管理と比較し、50年間で約0.4億円のコスト縮減を計ることが可能であると試算されました。

■ 橋梁のコスト縮減効果



※ 「鶴田町橋梁長寿命化修繕計画」より抜粋

※ コストはライフサイクルコストで算出

(4) 水道

平成 27 (2015) 年度に「鶴田町水道事業ビジョン」を策定し、この中でアセットマネジメントの考えからに基づく施設等の更新需要を算出しています。

法定耐用年数で更新した場合、平成 28 (2016) 年度から令和 27 (2045) 年度までの 30 年間で約 46.5 億円と算定されています。これに対して、アセットマネジメントを実施した場合、上記同期間の 30 年間で約 28.3 億円と推計されています。

アセットマネジメントによる効果は、平成 28 (2016) 年度から令和 27 (2045) 年度までの 30 年間で約 18.2 億円と推計されています。

今後も、既存の施設の機能診断により対象施設の実情を踏まえ長寿命化（維持）を実現し、中長期的な更新投資の節減、投資額の平準化を図ります。

(5) 公共下水道・農業集落排水

「鶴田町下水道ストックマネジメント計画」では、標準耐用年数で全てを改築した単純シナリオの場合と健全度・緊急度や目標耐用年数などリスク評価を考慮した本ストック計画書に基づいて改築した場合のコストを比較して縮減額を算出したところ、資産対象期間 50 年で約 1.6 億円／年の効果が試算されています。

農業集落排水については「農業集落排水施設最適整備構想」に基づき維持管理を進めているところです。

（６）本計画及び各種個別施設計画に推進による財政効果

【財政効果】

（単位：百万円）

種別	更新費用	維持管理コスト	計
1 公共施設等	△8,738	420	△8,318
2 道路	※	※	0
3 橋梁	※	※	△9
4 水道	※	※	△607
5 下水道・農業集落排水	※	※	△1,600
合計	△8,738	420	△10,534

※ ライフサイクルコストとしての計算となるため、更新費用及び維持管理コストは合算額

※ 水道及び農業集落排水は財政効果が個別施設計画において未算定

本計画の対策に必要な財源については、各種起債の発行や各種交付金・補助金が想定されます。

しかしながら今後の財政状況を考慮すると、計画の推進は難しいものとなります。したがって今後は、財源確保に基づいた実施事業の緻密な計画化を進めるとともに計画の進捗をモニタリングしながら、計画の見直し・実行・検証を踏まえた PDCA サイクルを構築します。

5. 充当可能な地方債・基金等の財源についての考え方

充当可能な財源見込みとして、公共施設等整備基金等を活用していきます。地方債については交付税措置率の高いものを中心に活用していく考えです。

交付税措置率の高い地方債は時限付きのものが多いため見通しが難しいですが、現段階で活用できるものは最大限活用していきます。今後も活用可能な交付税措置等が出てくれば活用に向けて積極的な検討を行う考えです。

■ 地方債の活用例

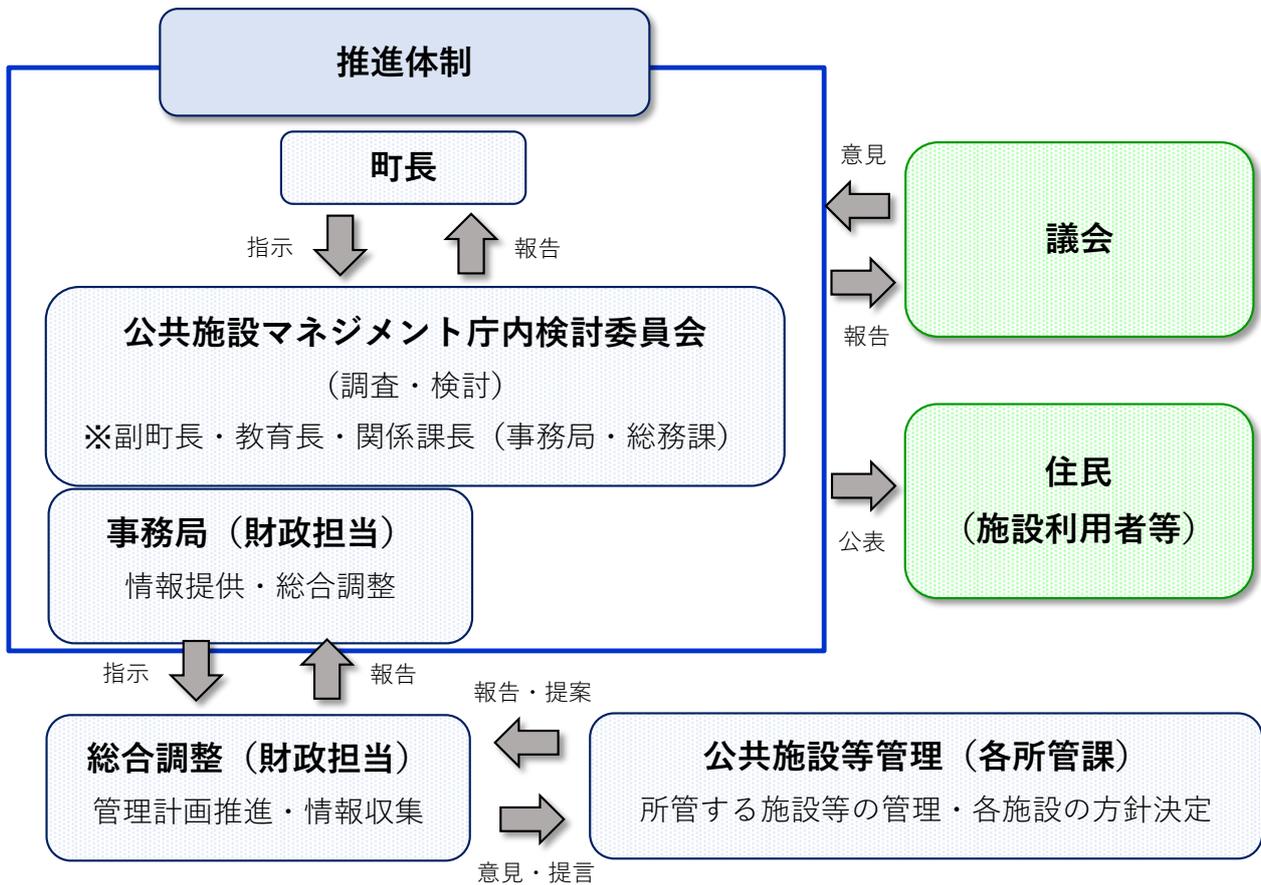
- | | |
|--------------|--------------------|
| ・ 過疎対策事業債 | ・ 公共施設等適正管理推進事業債など |
| ・ 緊急防災・減災事業債 | |



公共施設マネジメントの実行体制

1. 推進体制

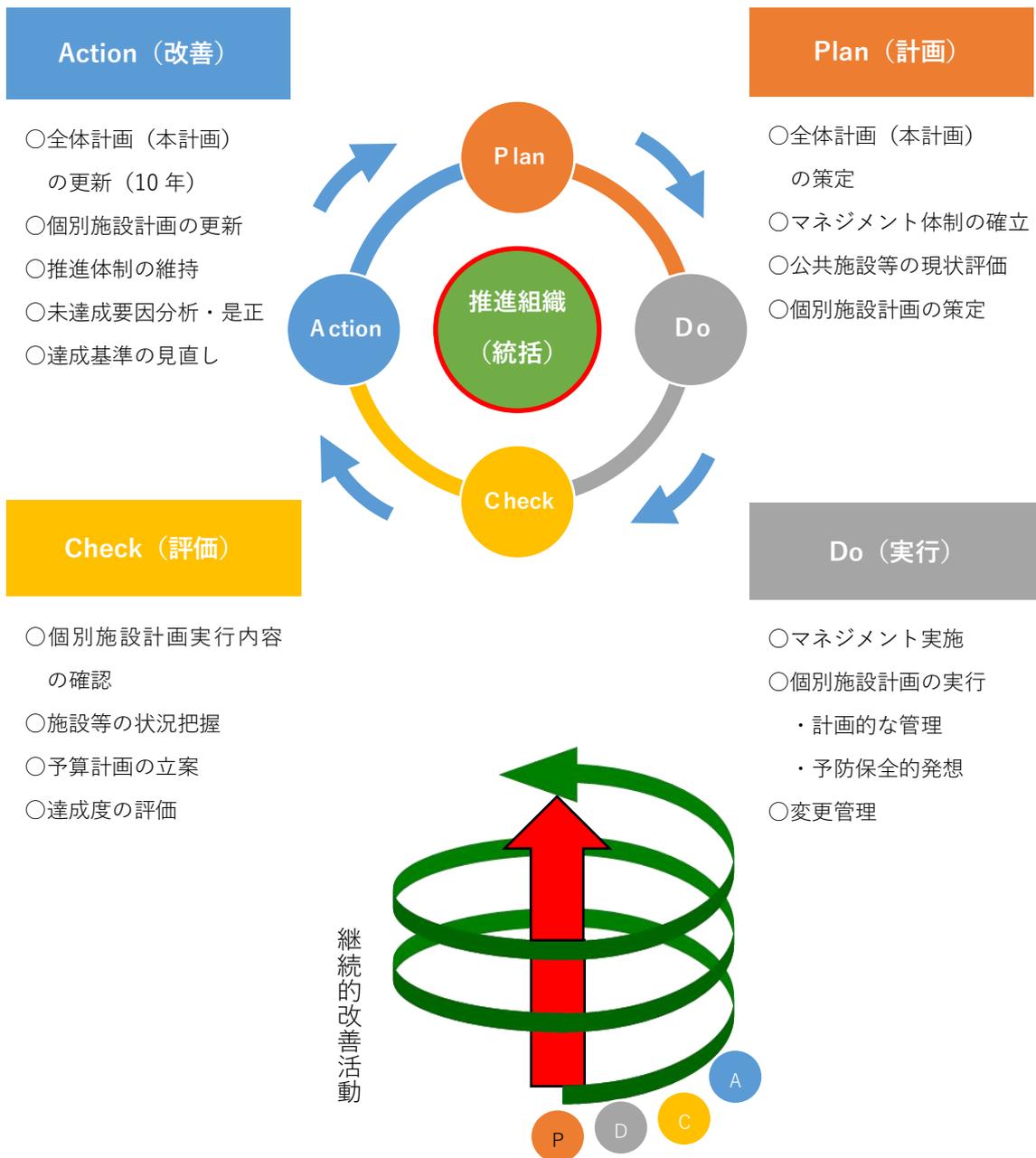
本計画については、各公共施設の担当課を中心として実施します。一方で、公共施設の統廃合や多機能化など、施設の再編などによる住民サービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、施設の規模の最適化や多機能化などの取り組みとして、全庁的な推進体制である「公共施設マネジメント庁内検討委員会」で協議のうえ推進します。また、進捗状況については、議会などで報告、協議、審議のうえ推進します。



2. フォローアップ及び PDCA サイクルの確立

推進組織を中心に本計画の進捗状況等の評価などについてPDCAサイクルを活用し、フォローアップを実施します。なお、本計画の内容については、フォローアップの結果、社会情勢の変化、関連する重要な計画の作成・変更等に応じて適宜見直しを行います。

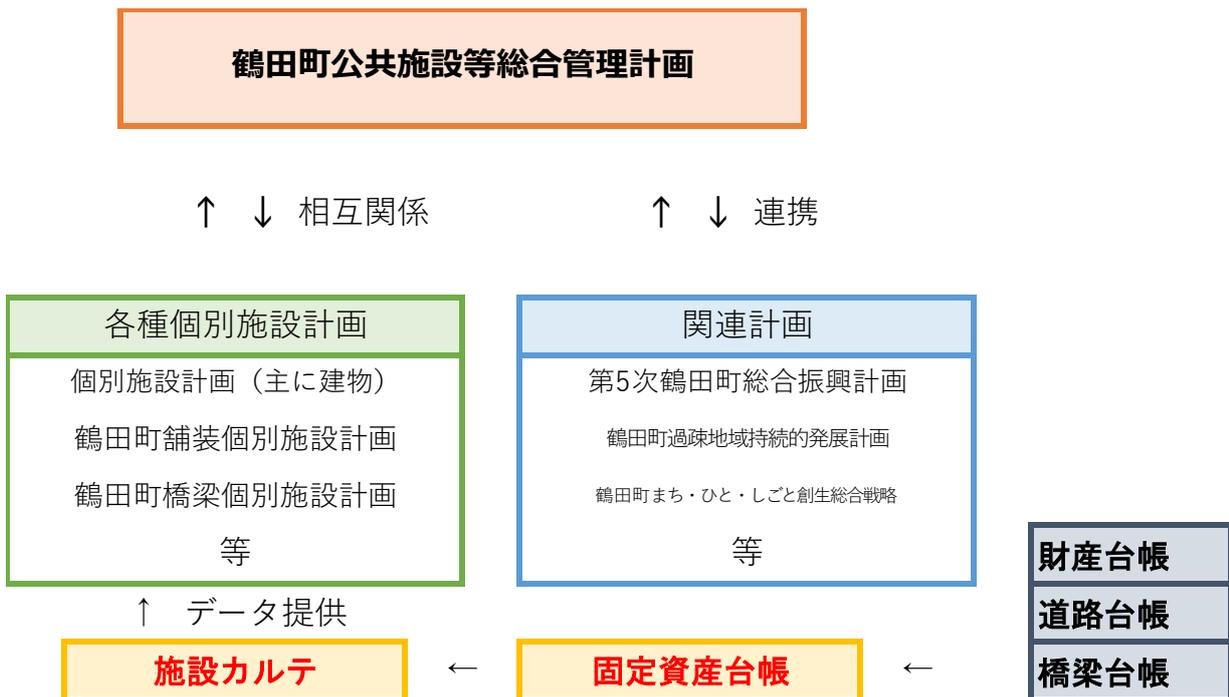
本計画の改訂を伴う場合は、必要に応じてパブリックコメントを行い、議会への報告、町広報紙等への掲載を行います。



3. 情報管理の方針

公共施設等に関する情報の全庁的な一元管理を行うため、固定資産台帳や施設カルテにより各公共施設等の基本情報や運営状況を管理するとともに、毎年度内容の更新を行います。インフラ資産においても基本情報についてはデータベース化を図り、全庁的に管理できる体制を整えます。

また、固定資産台帳及び統一的基準による地方公会計により、減価償却等を含む公共施設等資産額を把握し、適切な保有量の調整や幅広い視点からコスト削減の検討を進めます。





鶴田町 公共施設等総合管理計画

令和6年3月

発行：鶴田町総務課

住所：〒038-3595

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200 番地 1

T E L : 0173-22-2111 (代表)

F A X : 0173-22-6007